

4) 境港地域 BCP 協議会の開催準備

- ✓ BCP 協議会を開催するために、開催場所や、必要となる機材を確保する。
- ✓ BCP 協議会の開催までに、漁港施設等の詳細な被災状況を確認する。

BCP 協議会の開催場所 <担当：鳥取県境港水産事務所>

- ①鳥取県境港水産事務所は、各候補地の被災状況を確認し、下記表の被災状況欄へ記入する。
- ②鳥取県境港水産事務所は、各候補地の状況を比較し、BCP 協議会開催場所を検討する。

決定した BCP 協議会開催場所にはチェック ↓

優先 順位	場所	構造 (想定耐震)	収容 可能 人数	被災状況	備考	チ ェ ッ ク
第 1 候補	流通会館	非耐震				☐
第 2 候補	みさき会館	非耐震	40 人			☐
第 3 候補	共和水産ビル					☐

必要となる機材の確保 <担当：鳥取県境港水産事務所>

- ①鳥取県境港水産事務所は、下記表に示した各機材を入手する。

入手した機材にはチェック ↓

機材	数量	保管場所	備考	チ ェ ッ ク
紙	適宜	みさき会館		☐
筆記用具	適宜	みさき会館		☐
付箋紙	適宜	みさき会館		☐
大判図面 (被災状況記入用)	1	みさき会館		☐
長机	15	みさき会館		☐
イス	40	みさき会館		☐
パソコン	1	みさき会館		☐
				☐
				☐
				☐
				☐
				☐

BCP 協議会開催の周知 <担当：鳥取県境港水産事務所>

- ①鳥取県境港水産事務所は BCP 協議会メンバー (5 ページ) へ、BCP 協議会開催を周知し、被災状況確認担当の団体には、各々の担当施設 (参考資料-2 (78 ページ)) についての詳細な確認を依頼する。

4.発災後にすべきこと

被災状況の確認＜担当：市場管理(株)、生産者団体、荷受業者、鮮魚仲買組合、資材物資業者
境港管理組合、境港市、鳥取県境港水産事務所、鳥取県米子県土整備局＞

- ①各団体は、チェックリスト(参考資料-2(78 ページ))へ、各々の担当施設の被災状況を記入する。
※被災状況は、必要に応じて平面図(参考資料-2(78 ページ))へ記入する。
- ②各団体は、各々の担当施設について、仮復旧までの期間及び本復旧までの期間を記入する。

※復旧期間…応急復旧や代替手配により、水産物流通の機能が確保できるまでの時間
例) 荷捌所の倒壊：仮設テントの設置に2ヶ月必要 → 復旧期間2ヶ月
製氷施設の倒壊：氷の手配、冷凍コンテナの手配に2ヶ月必要 → 復旧期間2ヶ月

表- 4.2 各施設の被災状況確認担当一覧

対象		担当(◎は主担当)									
		市場管理(株)	生産者団体(漁業者)	荷受業者	仲買業者	資材物資業者	境港管理組合	境港市	境港水産振興協会	境港鮮魚仲買協同組合	鳥取県境港水産事務所
水産担当施設	漁船		◎								
	荷捌所	◎								●	
	荷捌機材			◎	●				◎		
	給油施設					◎油					
	給水施設			◎島		◎水					
	魚箱施設					◎箱					
	給水施設 (上水)							◎			
	污水处理施設							◎			
	給水施設 (工水)									◎	
	仕立場 加工場 冷凍施設				●				◎		
漁港担当施設	岸壁	◎								●	●
	泊地	◎								●	●
	臨港道路	◎								●	●
	港湾 (臨港道路含む)						◎				
	市場周辺道路							◎			◎

5) 境港地域 BCP 協議会の開催

- ✓ BCP 協議会を開催し、復旧方針について協議する。

BCP 協議会の代表者は、協議会メンバーを参集し、境港地域 BCP 協議会を開催する。BCP 協議会代表者が中心となり、以下の議題について協議する。

～議題（案）～

- 議題 1 各団体の被災状況(人員、施設、システム等)の共有
 議題 2 漁港施設等の被災状況の整理
 議題 3 優先して復旧させる漁業種の検討
 議題 4 実施する事後対策の確認

議題 1 各団体の被災状況(人員、施設、システム等)の共有

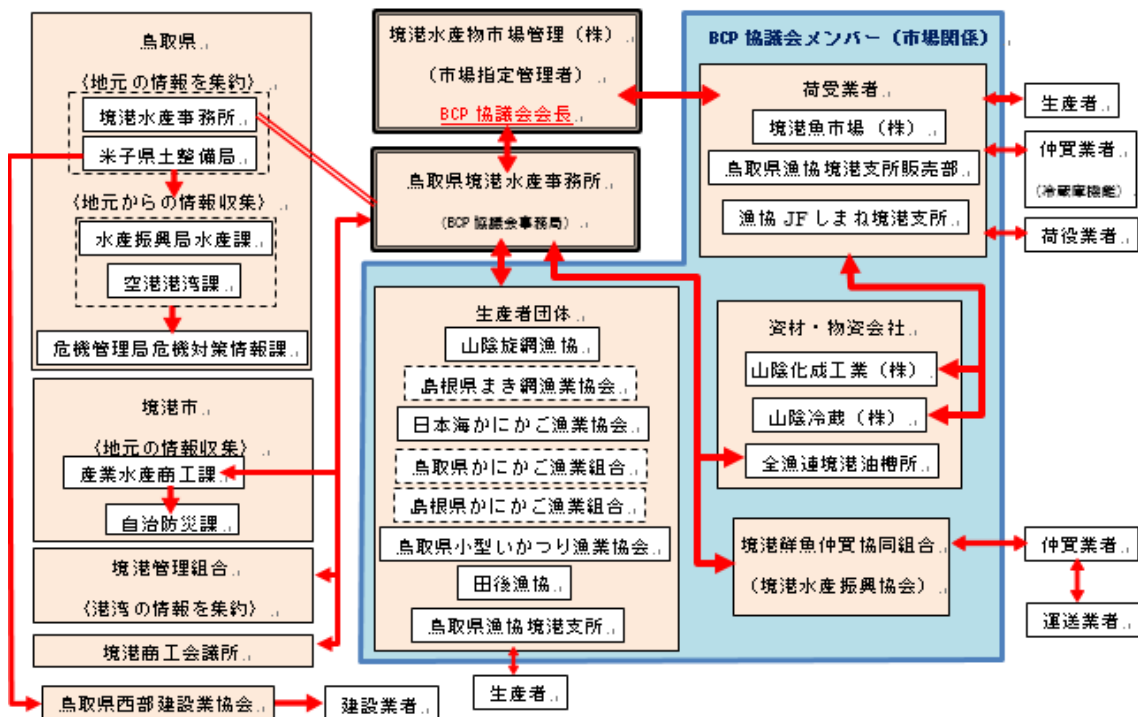
①各団体の安全および被災状況の確認

各団体は、各々の被災状況を報告する。BCP 協議会の事務局は各団体の被災状況を整理する。

- 各団体の被災状況を整理する → 参考資料-3(87 ページ)

②連絡・実施体制の確認

BCP 協議会の代表者は、上記①の結果を基に、連絡・実施体制が機能するか否かを検討し、機能しない場合は、連絡・実施体制を見直す。



連絡実施体制図

議題2 漁港施設等の被災状況の整理

①漁港施設等の被災状況の整理

各団体は、各々が確認した水産施設、漁港施設等の被災状況を報告する。BCP 協議会の事務局は、漁港施設等の被災状況を整理する。

➤ 漁港施設等の被災状況を整理する → **参考資料-2**(78 ページ)

②防災マップの作成

BCP 協議会の事務局は、水産施設並びに漁港施設の被災状況を、境港地域の平面図(大判)へ記入する。被災状況や復旧における問題点を BCP 協議会で共有する。

議題3 優先して復旧させる漁業種類の検討

BCP 協議会は、各漁業種類の目標復旧期間について検討する。また、目標復旧期間と漁期(盛漁期や休漁期)の関係を踏まえ、優先して復旧させる漁業種類を検討する。

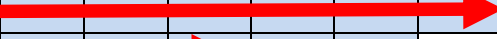
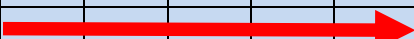
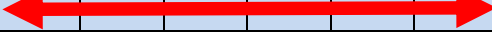
➤ 各漁業種類の目標復旧期間を整理、優先漁業種類を検討する → **参考資料-4**(88 ページ)

議題4 実施する事後対策の確認

BCP 協議会の代表者は、実施する事後対策の実施主体・対策内容・復旧可能期間等について確認する。また、優先して復旧する漁業種類や、機能の重要性、復旧可能期間を踏まえ、優先して実施する事後対策を検討する。

➤ 事後対策を実施する → **事後対策一覧表**(53 ページ)

【参考】BCP 対象漁業種類の漁期と盛漁期  : 漁期  : 盛漁期

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
まき網漁業												
(くろまぐろ)												
かにかご漁業												
沖合底びき網漁業												
(ずわいがに)												
いかつり漁業												
各種沿岸漁業												
(2艘船曳網・鳥取)												
(1艘船曳網・鳥取)												
(すくい網・鳥取)												
(小型底びき網・鳥取)												

6) 事後対策の実施

✓ 事後対策一覧表より、実施する事後対策を選び、該当ページを参照して事後対策を実施する。

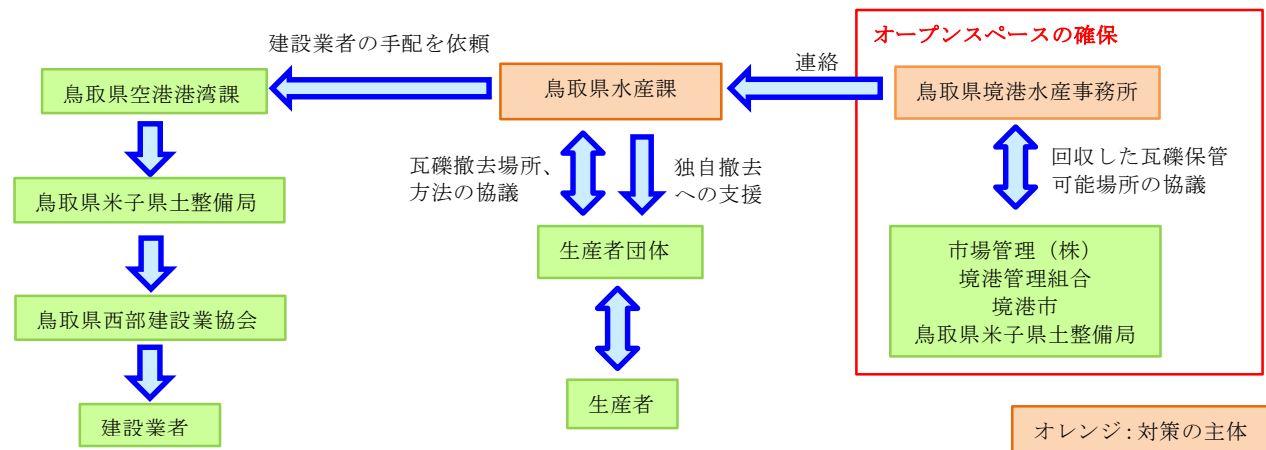
各 BCP 協議会メンバーは、BCP 協議会にて取り決めた方針を基に、必要な事後対策を実施する。

表- 4.3 事後対策一覧表

完了した対策にはチェック↓

対象	事後対策	参照ページ	担当(◎は主体)											対象漁業					チェック	
			市場管理（株）	生産者団体（生産者）	荷受業者	仲買業者	資材物資業者	建設業者	境港管理組合	境港商工会議所	境港市	境港鮮魚仲買組合	鳥取県・水産	鳥取県・県土	まき網漁業	かにかい漁業	沖合底びき網漁業	いかつり漁業		沿岸漁業
漁場	瓦礫の撤去	54	●	●				●		●		◎	●	◎	－	◎	－	◎	□	
	漁具の確保	55		◎										－	○	－	－	◎	□	
	種苗、餌料の確保	55		◎														◎	□	
漁港	瓦礫の撤去	56	●				●	●		●		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	
	岸壁確保	56	●				●	●				◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	□	
	陸電機能の回復	58	◎									◎		●	●	●	●	◎	□	
漁船	漁船の確保	58		◎								◎	●	◎	◎	◎	◎	－	□	
	漁具の確保	58		◎	●									○	○	○	○	◎	□	
	油の入手	58					◎		●		●			◎	◎	◎	◎	○	□	
	飲料水の入手	59								◎				◎	◎	◎	◎	◎	□	
	魚箱の確保	59		◎			◎		●		●			－	○	○	○	◎	□	
	餌の確保	59		◎	◎									－	○	－	－	○	□	
市場	荷捌所の確保	60	◎									◎		◎	◎	◎	◎	○	□	
	荷揚機材の確保	61	◎		◎	◎						●		◎	◎	◎	◎	◎	□	
	パレット、タンク確保	61	◎		◎	◎						●		○	◎	◎	◎	◎	□	
	リフトの確保	62	◎		◎	◎						●		◎	◎	◎	◎	◎	□	
	水の確保	63	◎									◎		◎	◎	◎	◎	◎	□	
	氷の確保	64			◎		◎		●		●			◎	◎	◎	◎	◎	□	
加工	仕立場、加工場、 冷凍施設の復旧	65				◎				◎	●	◎	●		◎	◎	○	○	◎	□
	原材料の確保	65				◎								○	◎	○	○	◎	□	
	腐敗物の処理	65				◎				◎				○	○	●	●	◎	□	
	出荷先の確保	65				◎								◎	◎	◎	◎	○	□	
	車両の確保	65				◎					◎			◎	◎	◎	◎	◎	□	
流通	臨港道路の確保	66	◎				●	●		●		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	
その他	公的支援の 確認・申請	67		◎	◎	◎				●	●	●	●		◎	◎	◎	◎	◎	□
	情報発信（広報）	70									◎		◎	◎	○	○	○	○	◎	□
参考	復旧に係る事業制度等	71		●	●	●				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□

✓ 瓦礫の撤去（漁場）



1) 瓦礫撤去の情報収集

※被害状況の情報収集・伝達については48ページ参照

2) 瓦礫撤去場所、方法の協議

- ① 生産者団体は瓦礫堆積状況を把握する。
- ② 鳥取県水産課は、生産者団体と瓦礫撤去場所（優先順位等）、撤去方法について協議する。
（関係漁業者が境港地域に限られるときは、鳥取県境港水産事務所が主体となり協議する。）

3) 瓦礫撤去を手配する。

- ① 建設業者で撤去が可能であれば、建設業者に瓦礫撤去を手配する。
鳥取県水産課→鳥取県空港港湾課→鳥取県米子県土整備局→鳥取県西部建設業協会→建設業者
- ② 生産者が独自に漁船により撤去する場合は、鳥取県水産課は支援制度を創設する。

4) 瓦礫保管場所の確保（オープンスペース）、処分方法の協議

- ① 鳥取県境港水産事務所は、市場管理（株）、境港管理組合、境港市、鳥取県米子県土整備局と回収した瓦礫の保管場所（優先順位等）について協議する。瓦礫の集積場所は、概ね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この集積場所については、関係用地管理者と協議し、あらかじめ選定した場所とする。ただし、災害の状況によっては、海岸、緑地帯等を一時使用する。

- ・ 災害廃棄物は、県があらかじめ指定する仮置き場
- ・ 保管するものは、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ・ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
- ・ 広域避難地として指定された場所以外の場所

候補地

- (1) 1次保管場所：市場第7駐車場、境水道休憩岸壁
- (2) 2次保管場所：竹内工業団地（使用依頼先：境港管理組合、鳥取県企業局）

5) 搬入方法

集積後に別途処分場への搬入を必要とするものはあらかじめ分別しておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮する。

- ① 鳥取県境港水産事務所は協議結果を鳥取県水産課へ連絡する。
- ② 生産者が独自に漁船により撤去する場合は、鳥取県水産課は、回収した瓦礫の処分方法について生産者団体と協議する。

<連絡先>

鳥取県水産課 TEL 0857-26-7680 FAX 0857-26-8131	山陰旋網漁業協同組合 TEL 0859-42-6381 FAX 0859-42-3385
漁協 JF しまね境港支所 （島根県まき網漁業協議会）	日本海かにかご漁業協会 島根県かにかご漁業組合

4.発災後にすべきこと

TEL 0859-44-0220 FAX 0859-44-0238	TEL 0859-42-3713 FAX 0859-44-6672
境港水産振興協会 (鳥取県かにかご漁業組合事務局)	鳥取県小型いかつり漁業協会
TEL 0859-44-6668 FAX 0859-44-6740	TEL 0857-28-0111 FAX 0857-28-7060
田後漁業協同組合	鳥取県漁業協同組合境港支所
TEL 0857-72-1531 FAX 0857-73-0243	TEL 0859-44-0225 FAX 0859-44-0227
鳥取県境港水産事務所	
TEL 0859-42-3167 FAX 0859-42-3169	
境港水産物市場管理(株)	境港管理組合
TEL 0859-30-2626 FAX 0859-30-2656	TEL 0859-42-3705 FAX 0859-42-3735
境港市産業水産商工課	鳥取県米子県土整備局
TEL 0859-47-1055 FAX 0859-44-7957	TEL 0859-31-9741 FAX 0859-33-4110
鳥取県空港港湾課(漁港担当)	鳥取県西部建設業協会
TEL 0857-26-7311 FAX 0857-26-8310	TEL 0859-33-4551 FAX 0859-33-4552

✓ 漁具の確保(漁場から流出した漁具)



オレンジ: 対策の主体

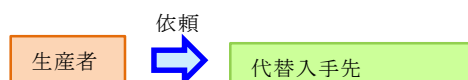
1) 漁具の被害状況(流出状況)の確認

※被害状況の情報収集・伝達については48ページ参照

2) 漁具の入手依頼

① 生産者は、各取引先の漁網会社、漁具会社へ、漁具を依頼する。

✓ 種苗、餌料の確保



オレンジ: 対策の主体

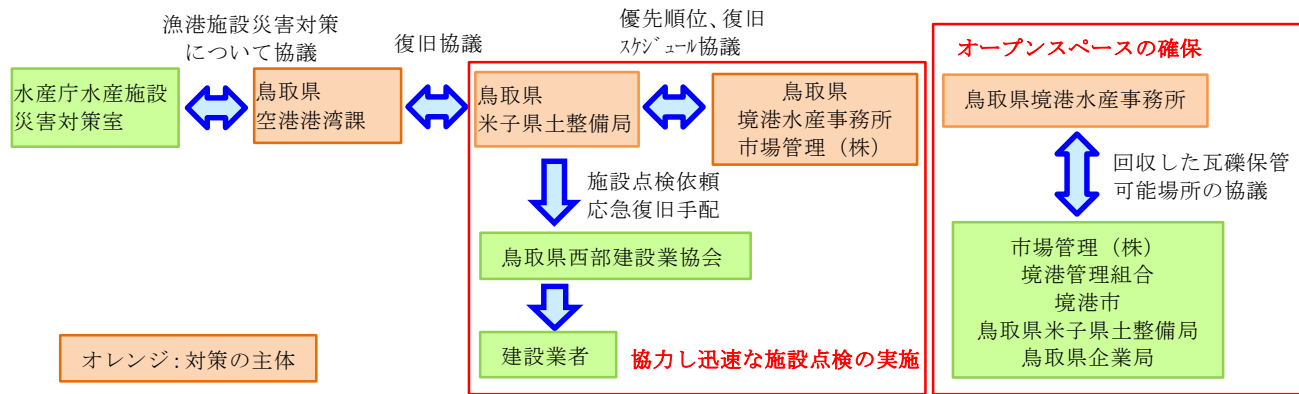
3) 種苗、餌料の被害状況の確認

※被害状況の情報収集・伝達については48ページ参照

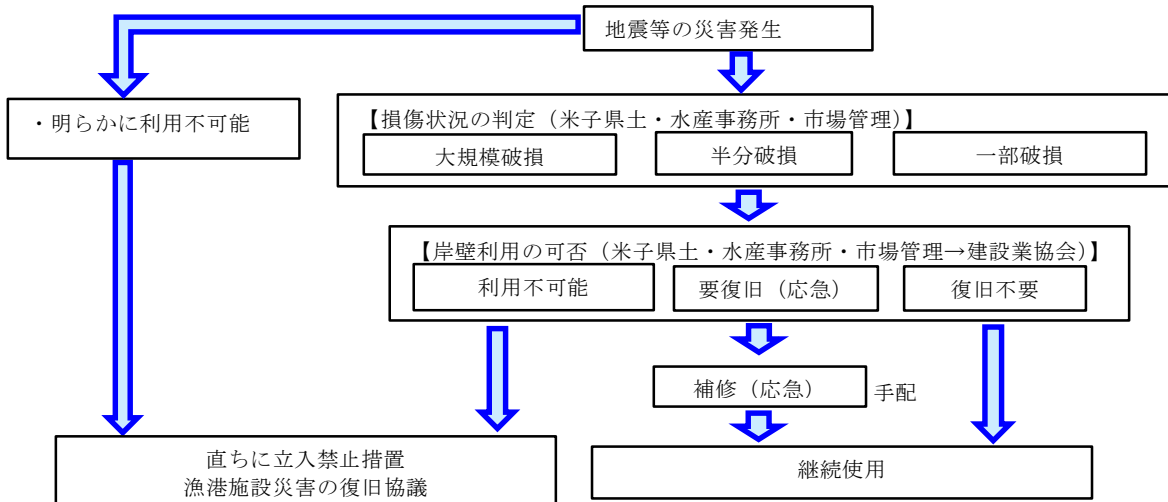
4) 種苗、餌料の入手依頼

② 生産者は、各取引先(代替入手先)へ種苗、餌料を依頼する。

✓ 瓦礫の撤去、岸壁の確保（漁港）



1) 被災状況の把握



2) 被災状況の情報収集

※被害状況の情報収集・伝達については48ページ参照

3) 施設の点検

- ① 鳥取県空港港湾課は、水産庁防災漁村課水産施設災害対策室と漁港施設災害について協議を行う。
- ② 鳥取県米子県土整備局、鳥取県境港水産事務所、市場管理株式会社は協力して施設点検を行い、空港港湾課に連絡、報告する。
（必要に応じて、鳥取県米子県土整備局は、鳥取県西部建設業協会に施設点検を依頼する。）
（点検結果の共有には、必要に応じて「漁港施設点検システム（携帯アプリ）」を活用する。）
- ③ 鳥取県米子県土整備局は、復旧が必要な漁港施設の優先順位、復旧スケジュールについて鳥取県境港水産事務所、市場管理（株）と協議する。
- ④ 鳥取県空港港湾課は、鳥取県米子県土整備局と漁港施設災害の復旧協議を行う。

4) 施設の応急復旧・瓦礫の撤去

- ① 鳥取県米子県土整備局は、応急復旧、瓦礫撤去を手配する。

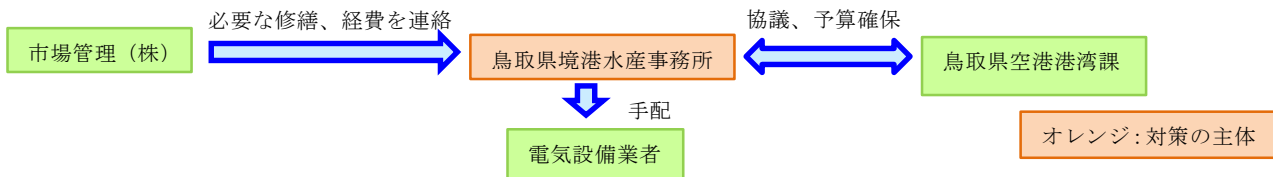
5) 瓦礫保管場所の確保（オープンスペース）

- ① 鳥取県境港水産事務所は、市場管理（株）、境港管理組合、境港市、鳥取県米子県土整備局、鳥取県企業局と回収した瓦礫の保管場所（優先順位等）について協議する。

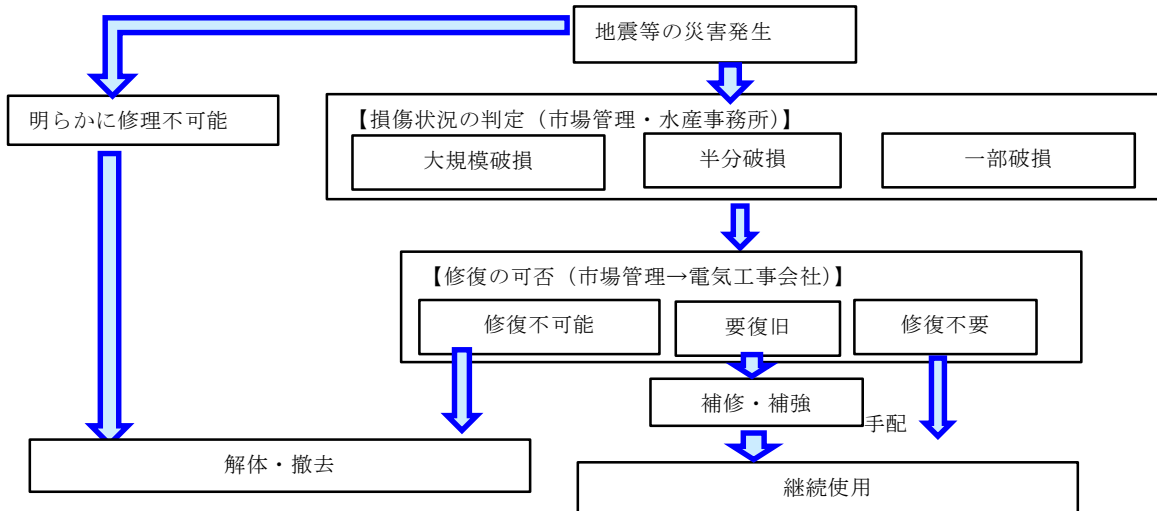
<連絡先>

鳥取県空港港湾課（漁港担当） TEL 0857-26-7311 FAX 0857-26-8310	水産庁防災漁村課水産施設災害対策室 TEL 03-3502-5638 FAX 03-3581-0325
鳥取県米子県土整備局 TEL 0859-31-9741 FAX 0859-33-4110	鳥取県西部建設業協会 TEL 0859-33-4551 FAX 0859-33-4552
鳥取県境港水産事務所 TEL 0859-42-3167 FAX 0859-42-3169	境港水産物市場管理（株）〔指定管理〕 TEL 0859-30-2626 FAX 0859-30-2656
境港管理組合 TEL 0859-42-3705 FAX 0859-42-3735	境港市産業水産商工課 TEL 0859-47-1055 FAX 0859-44-7957

✓ 陸電機能の回復（漁港）



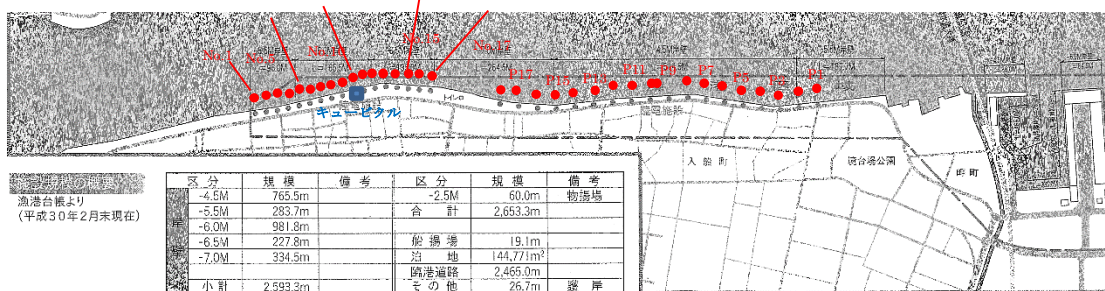
1) 被災状況の把握



2) 陸電施設一覧

P1～18の陸電施設は全てに共通して、1基につき60Aと100Aの差込口が各3口あるが、No.1～17は下表のとおり陸電施設ごとに差込口の数異なる。

陸電番号	No.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
差込口																	
20A				1	4	4	4	4						4	4	4	4
30A	2	2	2	2	3	4	4	4	2	2	2	2	2	4	4	4	4
50A					2	1	1	1						1	1	1	1
60A	1	1	1	1					1	1	1	1	1				
水銀灯			2														



※被害状況の情報収集・伝達については48ページ参照

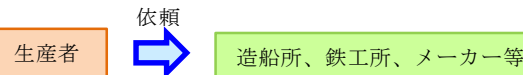
3) 施設の応急復旧

- ① 市場管理（株）は、施設の応急復旧に必要な経費を見積もり、鳥取県境港水産事務所に連絡する。
- ② 鳥取県境港水産事務所（小修繕の場合は市場管理（株））は、鳥取県空港港湾課に協議（予算確保等）し、機能復旧工事を手配する。

<連絡先>

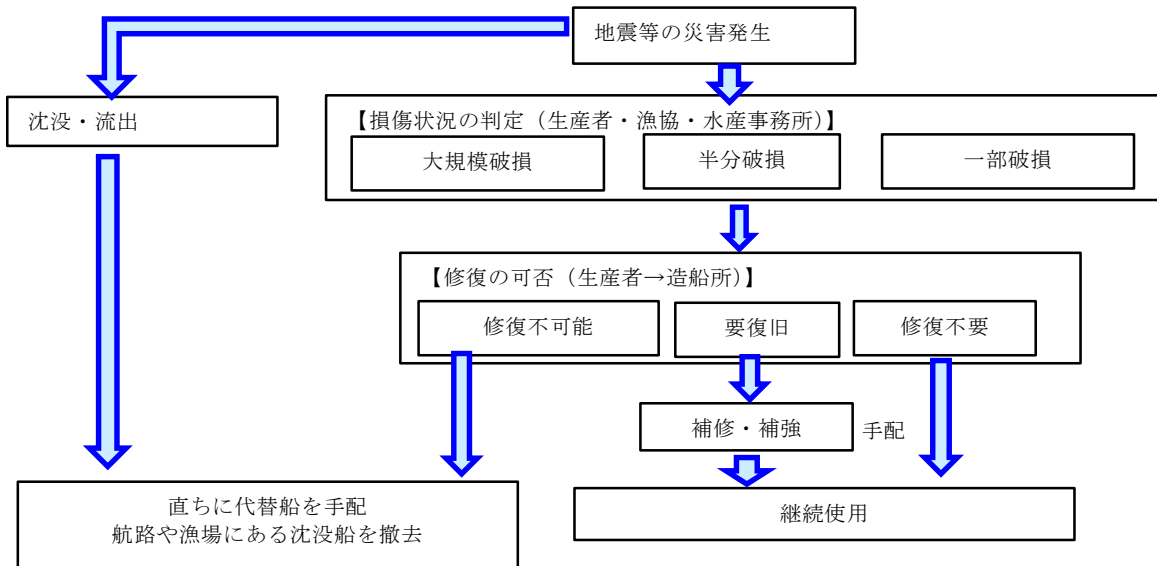
境港水産物市場管理(株)〔指定管理〕 TEL 0859-30-2626 FAX 0859-30-2656	
鳥取県境港水産事務所 TEL 0859-42-3167 FAX 0859-42-3169	鳥取県空港港湾課（漁港担当） TEL 0857-26-7311 FAX 0857-26-8310

✓ 漁船の確保（漁船）



オレンジ: 対策の主体

1) 漁船被害状況の把握



※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

2) 漁船の確保

3) 生産者は、造船所や鉄工所、メーカー等に漁船等の代替、修理、購入を依頼する

✓ 漁具の確保（漁船や保管場所から流出した漁具）



オレンジ: 対策の主体

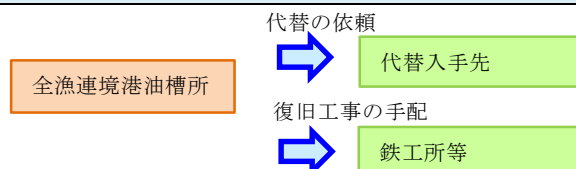
5) 漁具の被害状況（流出状況）の確認

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

6) 漁具の入手依頼

① 生産者は、各取引先の漁網会社、漁具会社へ、漁具を依頼する。

✓ 油の入手（漁船）



オレンジ: 対策の主体

1) 石油タンクへの被害連絡

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

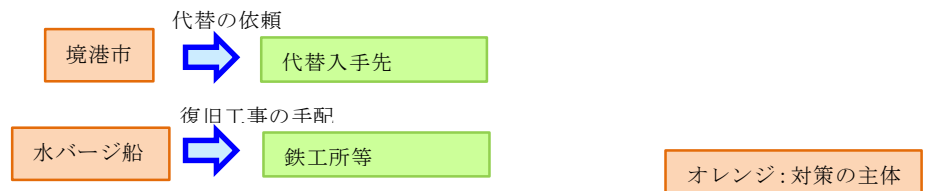
2) 石油の代替手配

① 全漁連境港油槽所は、油の代替を依頼する。

3) 石油施設の復旧

① 全漁連境港油槽所は、復旧工事の手配を依頼する。

✓ 飲料水の入手（漁船）



1) 給水施設への被害状況の把握

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

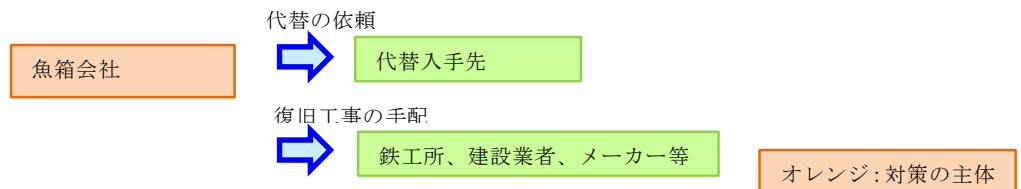
2) 水の手配

- ① 境港市は、水の代替を手配する。

3) 給水施設の復旧

- ① 水バージ船は給水施設の復旧工事を手配する。

✓ 魚箱の確保（漁船）



1) 魚箱会社の被害状況の把握

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

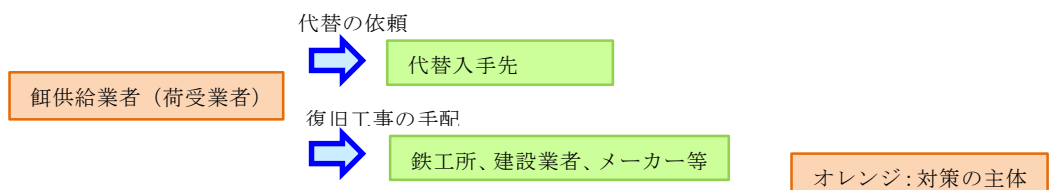
2) 魚箱の手配

- ① 各魚箱会社、かにかごコンテナ管理業者は、魚箱の代替を手配する。

3) 魚箱施設の復旧

- ① 各魚箱会社、かにかごコンテナ管理業者は魚箱施設の復旧工事を手配する。

✓ 餌の確保（漁船：べにずわいがにかにかご）



4) 餌保管施設の被害状況の把握

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

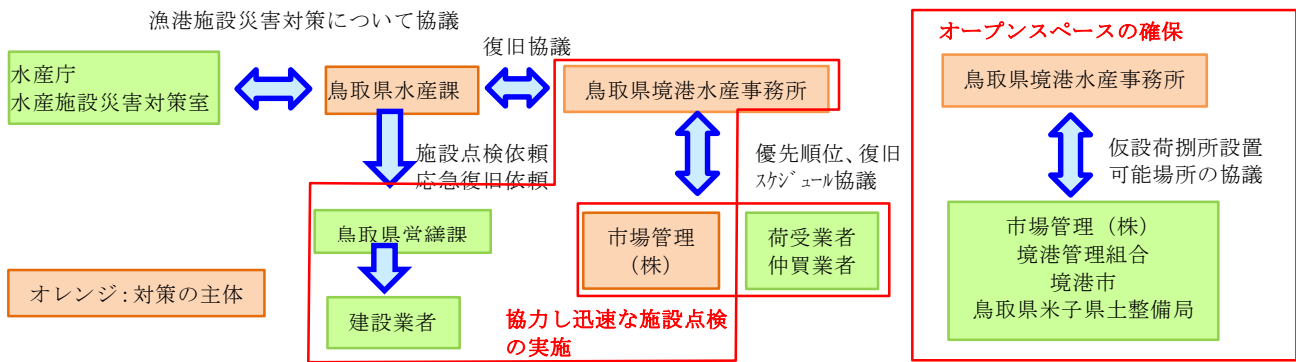
5) 餌の手配

- ① 餌供給業者（荷受業者）は、餌の代替を手配する。

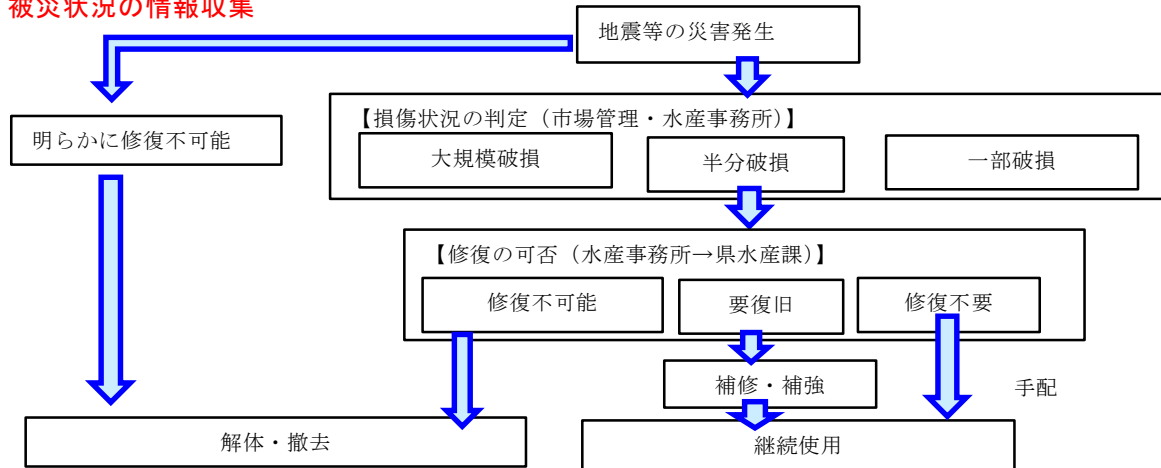
6) 餌保管施設の復旧

- ① 餌供給業者は、餌保管施設の復旧工事を手配する。

✓ 荷捌所の確保（市場）



1) 被災状況の情報収集



※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

2) 施設の点検

- ① 鳥取県水産課は、水産庁防災漁村課水産施設災害対策室と市場施設災害について協議を行う。
- ② 境港水産事務所、市場管理株式会社は、協力して施設点検を行い鳥取県水産課に連絡、報告する。
(必要に応じて、鳥取県水産課は鳥取県営繕課に施設点検を依頼する。)
- ③ 鳥取県境港水産事務所は、復旧が必要な漁港施設の優先順位、復旧スケジュールについて市場管理(株)、荷受業者、仲買業者と協議する。
- ④ 鳥取県水産課は、境港水産事務所と市場施設災害の復旧協議を行う。

3) 施設の応急復旧

- ① 鳥取県水産課は、応急復旧を鳥取県営繕課に依頼する。鳥取県営繕課は、応急復旧を手配する。

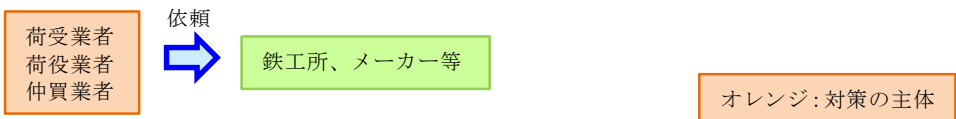
4) 仮設荷捌所の設置場所の確保（オープンスペース）

- ① 鳥取県境港水産事務所は、市場管理（株）、境港管理組合、境港市、鳥取県米子県土整備局と仮設荷捌所の設置場所（優先順位等）について協議する。

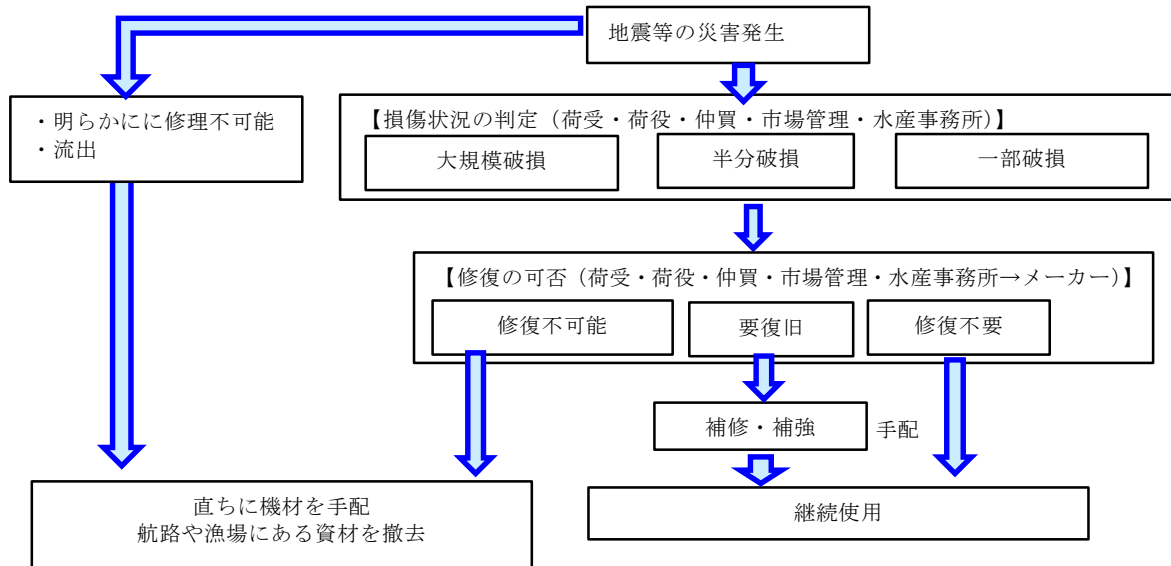
＜連絡先＞

鳥取県水産課 TEL 0857-26-7680 FAX 0857-26-8131	水産庁防災漁村課水産施設災害対策室 TEL 03-3502-5638 FAX 03-3581-0325
鳥取県境港水産事務所 TEL 0859-42-3167 FAX 0859-42-3169	境港水産物市場管理(株)〔指定管理〕 TEL 0859-30-2626 FAX 0859-30-2656
境港魚市場(株) TEL 0859-42-2131 FAX 0859-44-5332	鳥取県漁協境港支所販売事務所(昭和町) TEL 0859-42-2181 FAX 0859-42-5323
漁協 JF しまね境港支所 TEL 0859-44-0220 FAX 0859-44-0238	境港鮮魚仲買協同組合(境港水産振興協会) TEL 0859-44-2181 FAX 0859-44-2182
境港管理組合 TEL 0859-42-3705 FAX 0859-42-3735	鳥取県米子県土整備局 TEL 0859-31-9741 FAX 0859-33-4110
境港市産業水産商工課 TEL 0859-47-1055 FAX 0859-44-7957	

✓ 荷揚機材の確保（市場）



1) 選別台、コンベア、台車等の被害状況の把握



※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

1) 機材の手配

- ① 荷受業者、荷役業者、仲買業者は、事前に整理した新規調達先・修繕先に依頼する。

✓ パレット、タンクの確保（市場）



1) パレット、タンクの被害状況（流出状況）の確認

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

2) パレット、タンクの入手依頼

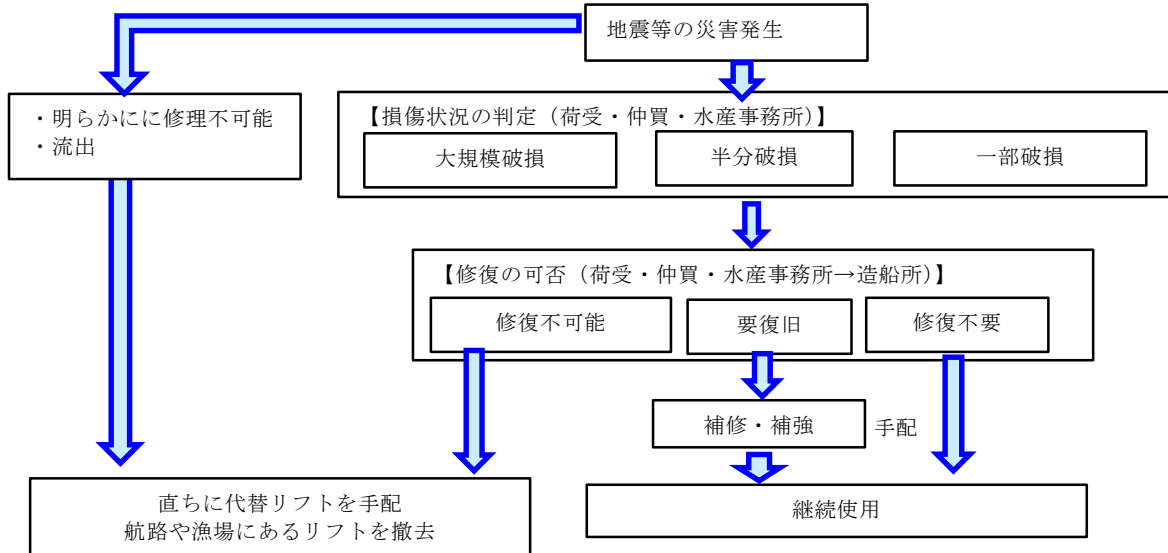
- ① 荷受業者、仲買業者は、事前に整理した新規調達先に依頼する。

4.発災後にすべきこと

✓ フォークリフトの確保（市場）



1) フォークリフトの被害状況の把握



（表）荷受および仲買のリフト保有台数、型式、保守メンテ業者一覧

事業実施主体					被害状況
区分	事業者名	メーカー	機種	台数(台)	
卸売	境港魚市場(株)	トヨタ	8FBL25(充電器台含む)	5	
		トヨタ	8FBL25(計量)	3	
		トヨタ	8FBL25(回転)	2	
卸売	鳥取県漁協	トヨタ	8FBL25	2	
		トヨタ	8FBL25(充電器台含む)	5	
		トヨタ	8FBL25(計量)	1	
		トヨタ	8FBL25(回転)	2	
卸売	JFLまね	ニチュ三菱	FB25PN-77B-300RP	7	
		ニチュ三菱	FB25PN-77B-300RPFS(計量)	1	
		ニチュ三菱	FB25PN-77B-300RPRF(回転)	2	
卸売業者(3社)分 計				30	
仲卸	(有)ヤマナカ	トヨタ	8FB15	1	
仲卸	(有)木村鮮魚店	トヨタ	8FB20	1	
仲卸	共和産業(株)	トヨタ	8FB20	2	
仲卸	(有)真和水産	トヨタ	8FB20	1	
仲卸	(株)大新	トヨタ	8FB20	2	
仲卸	(株)魚倉	トヨタ	8FB20	1	
仲卸	大海(株)	トヨタ	8FB25	3	
仲卸	(株)上野水産	トヨタ	8FB25	1	
仲卸	友田セーリング(株)	トヨタ	8FB25	1	
仲卸	(株)小林冷蔵	ニチュ三菱	FB25PN-77-300RP	2	

4.発災後にすべきこと

仲卸	(有)三光水産	ニチュ三菱	FB25PN-77-300RP	1	
仲卸	(有)若林商店	ニチュ三菱	FB25PN-77-300RP	1	
仲卸	(株)島谷水産	住友	FB25PXⅢ	1	
仲卸	(有)武田水産	ニチュ三菱	FB15PN-77-300RP	1	

フォークリフト業者連絡先

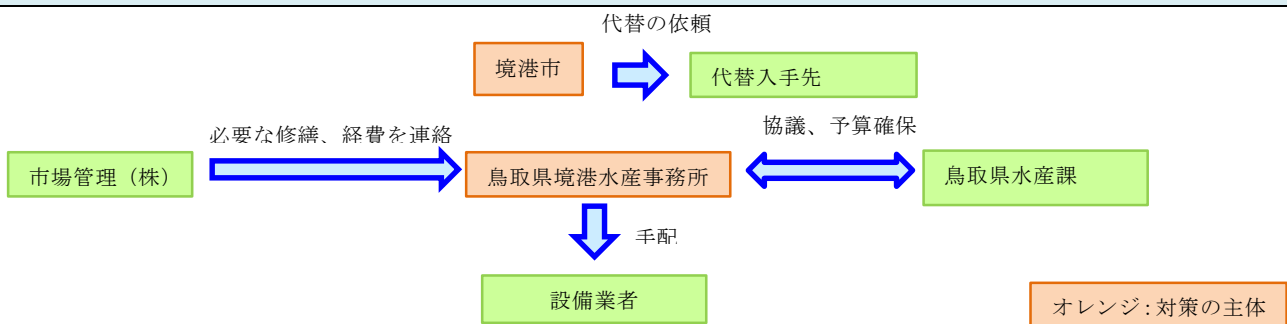
メーカー	業者名	TEL	FAX
トヨタ	トヨタ L&F 岡山株式会社 米子営業所	0859-37-4300	0859-37-4301
ニチュ三菱	ロジスネクスト中国 米子支店	0859-27-3001	0859-27-0744

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

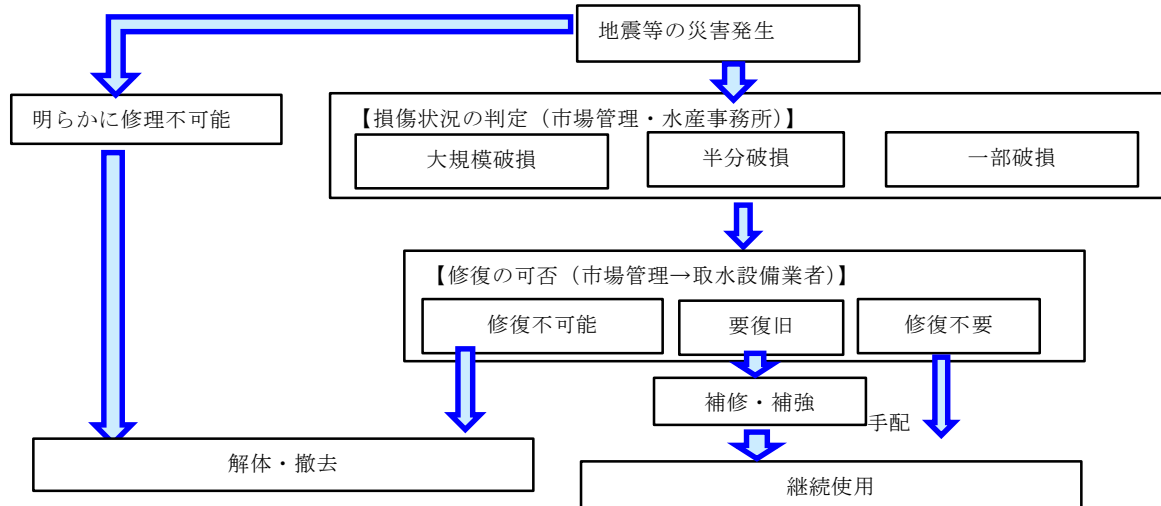
2) フォークリフトの手配

① 荷受業者、荷役業者、仲買業者は、事前に整理した新規調達先・修繕先に依頼する。

✓ 水の確保（市場）



1) 給水施設への被害状況の把握



※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

2) 水の手配

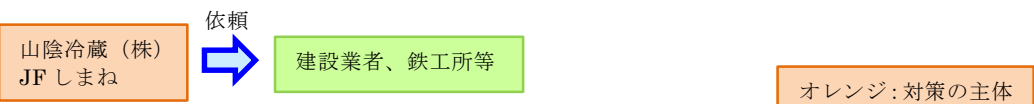
① 境港市は、水の代替を手配する。

3) 給水施設の復旧

① 市場管理（株）は、施設の応急復旧に必要な経費を見積もり、鳥取県境港水産事務所に連絡する。

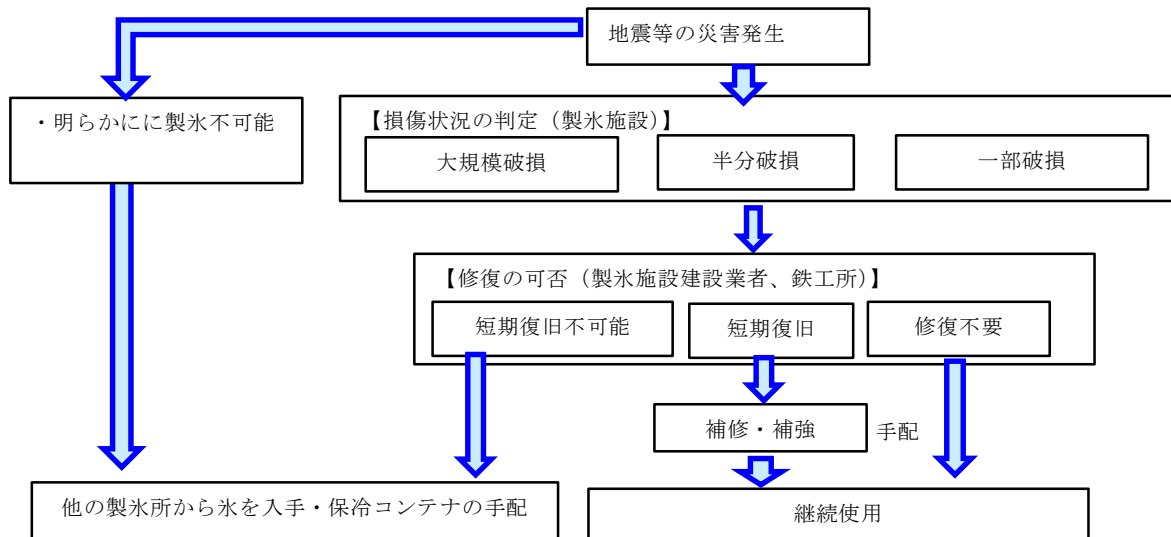
② 鳥取県境港水産事務所（小修繕の場合は市場管理（株））は、鳥取県水産課に協議（予算確保等）し、復旧工事を手配する。

✓ 氷の確保（市場）



1) 製氷施設の被害状況の把握

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照



境港の製氷施設一覧

施設名	場所	連絡先電話番号
山陰冷蔵株式会社 本社	境港市朝日町 20 番地	0859-42-3131
山陰冷蔵株式会社 配送センター	境港市昭和町 11 番地	0859-44-1772
JFしまね境港支所製氷工場	境港市昭和町 2-42	0859-42-1112

近隣の製氷施設一覧

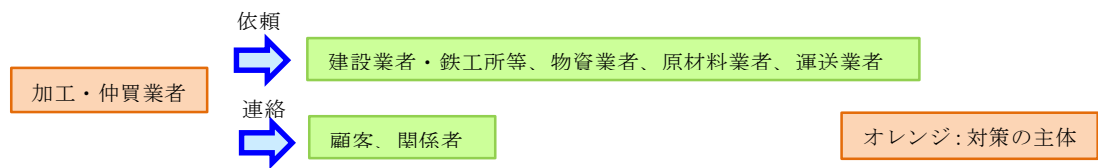
施設名	場所	連絡先電話番号
鳥取県漁協 網代港支所製氷工場	岩美町大谷 2182-480	0857-73-0428
田後漁協 製氷工場	岩美郡田後 45	0857-722-0247
JFしまね恵曇支所製氷工場	松江市鹿島町恵曇 530-12	0852-82-1212

2) 製氷施設の復旧

- ① 山陰冷蔵（株）、漁協 JF しまね境港支所は、製氷施設の復旧を建設業者、鉄工所等に依頼する。

※ 角氷は、1 か月程度のストックあり

- ✓ 仕立場、加工場、冷凍施設の復旧、原材料の確保、腐敗物の処理
出荷先の確保、車両の確保（加工・仲買）



1) 仕立場、加工場、冷凍施設の被害状況の把握

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

2) 仕立場、加工場、冷凍施設の復旧工事の手配

- ① 加工・仲買業者は、建設業者・鉄工所等へ仕立場、加工場、冷凍施設の復旧工事を依頼する。

3) 顧客・関係者への連絡（出荷先の確保）

- ① 加工・仲買業者は、顧客、関係者へ被害状況及び今後の流通可能量を連絡する。

4) 事業に必要な物資の調達

- ① 加工・仲買業者は、原材料等の事業に必要な物資を、物資業者に依頼する。

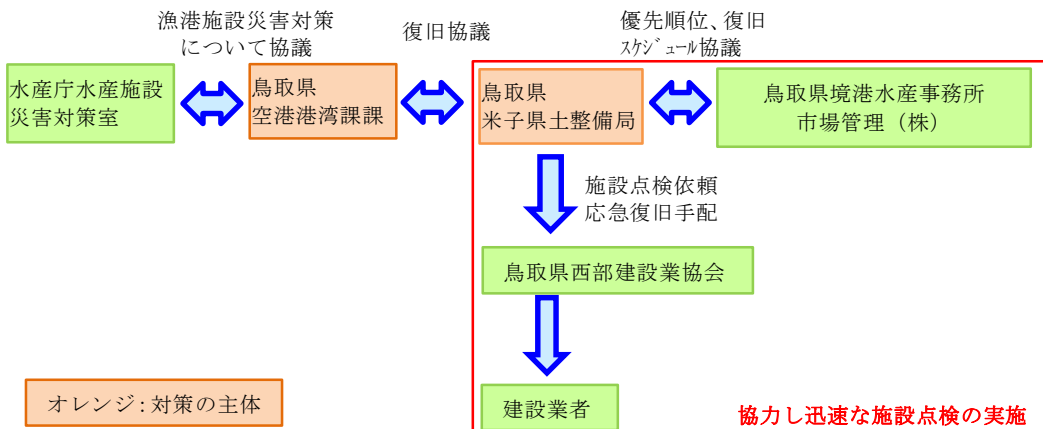
5) 原材料の確保

- ① 加工・仲買業者は、原材料業者（他産地含む）に原材料を依頼する。

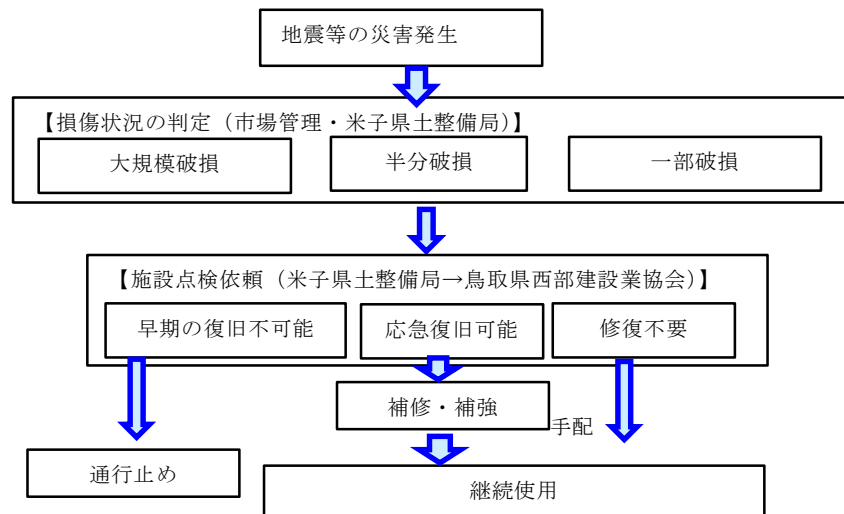
6) 車両の確保

- ① 加工・仲買業者は、運送業者に車両の確保を依頼する。

✓ 臨港道路の確保（流通）



1) 被災状況の情報収集



2)

※被害状況の情報収集・伝達については 48 ページ参照

3) 施設の点検

- ① 鳥取県空港港湾課は、水産庁防災漁村課水産施設災害対策室と漁港施設災害について協議を行う。
- ② 鳥取県米子県土整備局は、鳥取県西部建設業協会に施設点検を依頼する。鳥取県米子県土整備局、鳥取県境港水産事務所、市場管理株式会社は協力して施設点検を行い、空港港湾課に連絡、報告する。
（必要に応じて、鳥取県米子県土整備局は、鳥取県西部建設業協会に施設点検を依頼する。）
（点検結果の共有には、必要に応じて「漁港施設点検システム（携帯アプリ）」を活用する。）
- ③ 鳥取県米子県土整備局は、復旧が必要な漁港施設の優先順位、復旧スケジュールについて鳥取県境港水産事務所、市場管理（株）と協議する。
- ④ 鳥取県空港港湾課は、鳥取県米子県土整備局と漁港施設災害の復旧協議を行う。

4) 施設の応急復旧

- ① 鳥取県米子県土整備局は、応急復旧を手配する。

<連絡先>

鳥取県空港港湾課（漁港担当） TEL 0857-26-7311 FAX 0857-26-8310	水産庁防災漁村課水産施設災害対策室 TEL 03-3502-5638 FAX 03-3581-0325
鳥取県米子県土整備局 TEL 0859-31-9741 FAX 0859-33-4110	鳥取県西部建設業協会 TEL 0859-33-4551 FAX 0859-33-4552
鳥取県境港水産事務所 TEL 0859-42-3167 FAX 0859-42-3169	境港水産物市場管理(株)〔指定管理〕 TEL 0859-30-2626 FAX 0859-30-2656
境港管理組合 TEL 0859-42-3705 FAX 0859-42-3735	境港市産業水産商工課（市道管理と連携） TEL 0859-47-1055 FAX 0859-44-7957

✓ 公的支援の確認・申請（その他）

境港商工会議所
境港市産業水産商工
課
鳥取県水産課



申請の支援

1) 公的支援の確認・申請

- ・ 境港商工会議所は、商工関係の公的支援について補助金申請の支援をする。
 - ・ 境港市産業水産商工課、鳥取県水産課、鳥取県空港港湾課は、水産関係、漁港関係の公的支援について補助金申請の支援をする。

2) 活用可能な補助事業の構築、整理、情報提供

- ・ 代船建造に関する補助事業はない。

→「沖合漁業漁船代船建造支援事業（※1）」は、「漁業経営改善計画」の策定が必要であり、災害時に緊急対策としては不向き。

※1：リース元は漁協。漁業が負担する建造費の一部を助成する市町村に対し支援を行う。

- ・「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」

→災害により海岸に漂着した大規模な流木等が海岸保全施設の機能を阻害する場合の処理に対し補助。国庫補助率1／2以内。

〔採択基準〕

1. 事業費200万円以上
2. 海岸保全区域内に漂着したもの
3. 堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの
4. 漂着量が1,000 m³以上のもの

※実際の災害に対応し、緊急対策を講じることとなる。

・漁港・海岸等の災害復旧事業

	負担法関係	暫定法関係
根拠法規	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
目的	公共土木施設の災害復旧事業について、地方公共団体の財政力に適應するよう国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とする	農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もって農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与することを目的とする。
定義	「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害をいい、「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とするものをいう。	「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害をいい、「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とする工事をいう。
対象施設	○漁港 基本施設 外かく施設：防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、および胸壁 係留施設：岸壁、物揚場、係留浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場 水域施設：航路及び泊地 機能施設 輸送施設：鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート ○海岸 国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設	○漁業用施設 1 沿岸漁業整備開発施設 消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、堤防、突堤、導流堤、水路（浚渫によるものを除く）又は着底気質 2 漁港施設 漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業漁業協同組合の維持管理に属する防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、および胸壁、係留施設：岸壁、物揚場、係留浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、船揚場、航路及び泊地 ○水産業共同利用施設 1 水産業漁業協同組合及び営利を目的としない法人の所有に係るもの 水産物倉庫、水産業生産資材倉庫、水産物処理加工施設、水産業用生産資材製造施設、共同作業場、産地市場（水揚）施設、種苗生産施設、養殖施設、水産業用機具（漁船を含む）修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、公害防止施設 2 地方公共団体の所有するもの 種苗生産施設、公害防止施設
負担率	2/3（基準）	漁業用施設に係るもの 6.5/10
採択範囲	1) 最大風速15m未満の風により発生したもの 2) 被災の程度が比較的軽微と認められるもの 3) 最大24時間雨量80mm未満の降雨により発生したもの。次のものを除く ・時間雨量又は連続雨量が特に大であるもの ・警戒水位以上の出水によるもの ・警戒水位の定めが不適当な場合、当該推移以下の出水によるもの ・比較的長時間にわたる融雪出水によるもの	同左
適用除外	1) 1か所の工事費用が、都道府県等120万円、市町村60万円に満たないもの 2) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの 3) 維持工事とみるべきもの 4) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの 5) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの 6) 河川、港湾又は漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものは除く。 7) 天然の河岸及び海岸の欠陥に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものは除く 8) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの 9) 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの	1) 1か所の工事費用が40万円に満たないもの 2) 以降 同左

4.発災後にすべきこと

	災害関連事業
事業内容	負担法により災害復旧事業として採択した箇所またはこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ構造物の強化等を図るため、災害復旧事業とあわせて施行する工事
対象施設	負担法の適用される全施設が対象
国庫補助率	基準 5/10
採択基準	災害関連事業とは、原則として他の改良計画のないもので、次に掲げるもの 1) 越波又は越水により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未災箇所に胸壁工、水たき工、被覆工又は消波工を施設して施行する工事 2) 崩壊した防波堤、護岸、岸壁等い接続した弱い残存施設の改築又は補強して施行する工事 3) 防波堤、突堤等により、被覆されている漁港施設又は海岸施設が越波又は越水により被災したことが明らかな場合において越波又は越水を防ぎ再度災害を防止するため、防波堤、突堤等に胸壁工等を新設して施行する工事 4) 埋そくした航路、泊地等の浚渫工事を施行するに伴い、その埋そく原因を除去する目的をもって導流堤、防砂堤等のかさ上げを施行する工事又は必要最小限の導流堤・防砂堤等を新設して施行する工事 5) 被災箇所をこれに接続する未災箇所を含めて当該被災箇所に接近した堤防の高さ又は断面にあわせてかさ上げ又は、拡大して施行する場合のかさ上げ部分若しくは拡大部分の工事又は胸壁を新設して施行する工事 6) 被災箇所の再度災害を防止するため土砂の堆積を図るとともに波力を減殺し又は根固めの強化を図るため、突堤、離岸堤又は防砂堤等を新設して施行する工事 7) 災害の程度が甚大であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事 8) 周囲の状況から被災設備の再度災害を防止するため未来箇所を含めて法線を変更して施行する工事 9) 浮桟橋の再度災害の防止のためにする可動橋の引揚装置の新設工事 10) 被災した木造施設の被災部分を永久構造物として災害復旧工事で施行することに伴い、残存部分を放置することが復旧効果保持上著しく不適当であると認められる場合において、その永久構造物に準じて必要最小限度に改築して施行する工事
採択限度	原則として1件あたりの工事費は、都道府県及び政令指定都市は800万円以上、市町村は600万円以上とし、災害復旧工事費に対し100%を超えない範囲内の金額とする
	災害関連漁業集落環境施設復旧事業
事業内容	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した施設の災害復旧（漁港又は漁業用施設の災害復旧）に関連し、同一漁港区域内で同一の災害により被災を受けた漁業集落環境施設を原形に復旧する工事
対象施設	漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、緑地・広場施設（植栽を除く）、防災安全施設
国庫補助率	5/10
採択基準	次に掲げるよう要件をすべて満たすもの 1) 本事業に係る受益戸数が2戸以上であること 2) 本事業に係る工事費が200万円以上であること 3) 本事業が次のいずれにも該当しないものであること ・維持工事とみるべきもの ・明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたと認められる災害に係るもの ・甚だしく維持管理の義務を怠ったことを起因して生じたものと認められる災害に係るもの ・本事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
事業内容	洪水、台風等により海岸に漂着した大規模な流木等が、海岸保全施設の機能を阻害する場合に、緊急的に流木等の処理（集積・選別・積込・運搬及び焼却等）を実施する。
対象施設	海岸保全区域と施設（堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等）の機能を阻害する流木等。
国庫補助率	5/10
採択基準	次に掲げる要件をすべて満たすもの 1) 一の事業主体の補助対象となる事業費が200万円以上のもの 2) 海岸保全区域内に漂着したもの 3) 堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの 4) 漂着量が1,000㎡以上のもの ※漂着が広域にわたる複数の海岸の場合でも、漂着量の合計が1,000㎡以上のもの

✓ 情報発信（広報）（その他）	
鳥取県水産課 鳥取県空港港湾課 境港市産業水産商工	 被災状況、復旧状況等を発信
1) 情報発信 - 鳥取県水産課及び鳥取県空港港湾課は、県営市場施設、漁港施設、水産流通の被災状況、復旧情報等を発信する。 - 境港市産業水産商工課は、市内水産業全般の被災状況、復旧情報等を発信する。	

✓ 参考) 復旧等に係る事業制度等

被災を受けた場合に、復旧・復興を進めるための事業・制度の事例として、東日本大震災において実施された支援内容を以下に示す。

番号	支援内容
(1) 漁船・共同定置網の復旧と漁船漁業の経営再開に対する支援	
1	<u>漁業の復興支援（漁業復興支援運営事業、がんばる漁業復興支援事業）</u> 地域で策定した復興計画に基づき震災前以上の収益性確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費等）を支援。 担当部署：水産庁漁業調整課
2	<u>漁船等復興対策（共同利用漁船等復旧支援対策事業、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業）</u> 漁協等が行う漁船の建造、中古船の導入、定置網等漁具の導入や漁業者グループによる省エネ機器設備の導入を支援。 担当部署：水産庁漁業調整課、水産庁企画課
(2) 養殖施設の再建と養殖業の経営再開・安定化に向けた支援	
1	<u>養殖復興支援（養殖復興支援運営事業、がんばる養殖復興支援事業）</u> 地域で策定した復興計画に基づき 5 年以内の自立を目標として、生産の共同化による経営の再建に必要な経費（生産費用、資材費等）を支援。 担当部署：水産庁栽培養殖課
2	<u>養殖施設災害復旧</u> 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく養殖施設の災害復旧事業を実施。 担当部署：水産庁栽培養殖課
3	<u>養殖施設復旧・復興関係</u> 被災した漁協等が共同利用施設として養殖いかだ、はえ縄施設、採苗施設等を整備する取組を支援。 担当部署：水産庁栽培養殖課
4	<u>種苗発生状況等調査</u> 被災地に適した種苗の確保を進めるために、震災後の海域環境下における天然種苗の発生状況・海洋環境や各地域の種苗特性を調査し、漁業者に情報を提供。 担当部署：水産庁研究指導課
(3) 種苗放流による水産資源の回復と種苗生産施設の整備に対する支援	
1	<u>種苗生産施設関係の整備</u> 被災した放流用種苗生産施設のうち規模の適正化や種苗生産機能の効率化・高度化を図る施設の整備を支援。 担当部署：水産庁栽培養殖課
2	<u>被災海域における種苗放流支援</u> 他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入による放流種苗を確保するとともに、放流種苗を速やかに放流海域に適応させるために生息環境を整える取組を支援。 担当部署：水産庁栽培養殖課
(4) 水産加工流通業等の復興・機能強化に対する支援	
1	<u>漁協・水産加工協等共同利用施設復旧・復興関係</u> 被災した漁協、水産加工協等の水産業共同利用施設（荷捌施設、加工処理施設、給油施設等）のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設の整備を支援。 担当部署：水産庁防災漁村課
2	<u>水産業共同利用施設復旧支援</u> 被災した漁協、水産加工協等の水産業共同利用施設（製氷施設、市場、加工施設、冷凍冷蔵施設等）の早期復旧に必要な機器等の整備を支援。

4.発災後にすべきこと

	担当部署：水産庁加工流通課
3	<u>加工原料等の安定確保取組支援</u> 水揚げが本格的に再開されるまでの当面の間、緊急的に遠隔地から加工原料等を確保する際の掛かり増し経費を支援。 担当部署：水産庁加工流通課、水産庁漁業調整課
4	<u>農林水産業共同利用施設災害復旧</u> 被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の復旧を支援。 担当部署：経営局総務課
(5) 漁港、漁村等の復旧・復興	
1	<u>水産関係施設等被害状況調査</u> 被災地域における漁港、漁船、養殖施設、定置網等の漁業関係施設等の被害状況の調査を実施。 担当部署：水産庁計画課
2	<u>漁港関係等災害復旧（漁港施設等災害復旧事業、漁港施設等災害関連事業）</u> 地震や津波の被害を受けた漁港、海岸等の災害復旧及びこれと併せて行う再度災害防止等のための災害関連事業を実施。 担当部署：水産庁防災漁村課
3	<u>水産基盤整備（拠点漁港等復興対策の推進（被災地対策）、漁港緊急防災対策の推進（全国防災対策））</u> 拠点漁港の流通・防災機能の強化、水産加工場等用地のかさ上げ・排水対策、漁場生産力回復のための整備等の実施とともに、地震・津波の危険が高い地域での漁港の防災対策を強化。 担当部署：水産庁計画課
4	<u>漁港施設復旧・復興関係</u> 被災した漁港の機能回復を図るための施設の整備を支援。 担当部署：水産庁防災漁村課
5	<u>農山漁村地域整備交付金</u> 被災地及び東海・東南海・南海地震に伴う津波が想定される地域に重点化し、早急に海岸保全施設の整備等を実施。 担当部署：水産庁防災漁村課
(6) がれきの撤去による漁場回復活動に対する支援	
1	<u>漁場復旧対策支援（漁場生産力回復支援事業、漁場漂流物回収処理事業、漁場堆積物除去事業、被害漁場環境調査事業）</u> 漁業者等が行う瓦礫撤去、底びき網漁船等による広域的な瓦礫撤去の取組や操業中に回収した瓦礫処理への支援、漁場の回復状況の調査を実施。 担当部署：水産庁漁場資源課
(7) 燃油・配合飼料の価格高騰対策、担い手確保対策	
1	<u>漁業経営セーフティーネット構築事業</u> 震災復興の阻害要因である燃油・配合飼料価格の高騰の影響を緩和するために、国と漁業者・養殖業者が積み立てている基金の臨時積増しを行い、事業が安定的に実施できるよう措置。 担当部署：水産庁企画課
2	<u>漁業復興担い手確保支援対策</u> 漁業関係の雇用の維持・確保のための若青年漁業者の技術習得の支援や漁家子弟の就業支援等の実施、漁協を通じた経営再建指導等により、復興に必要な担い手の確保・育成を支援。 担当部署：水産庁企画課、水産庁水産経営課
(8) 漁業者・加工業者等への無利子・無担保・無保証人融資	
1	<u>水産関係資金無利子化等</u>

4.発災後にすべきこと

	災害復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金（水産加工資金を含む。）、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金を実質無利子化するとともに、無利子化する日本政策金融公庫資金の無担保・無保証人化を実施。 担当部署：水産庁水産経営課、水産庁加工流通課
2	<u>漁業者等緊急保証対策</u> 漁業者・漁協等の復旧・復興関係資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証について支援を実施。 担当部署：水産庁水産経営課
3	<u>保証保険資金等緊急支援</u> 東日本大震災により急増が見込まれる保証保険機関の代位弁済経費を助成。 担当部署：水産庁水産経営課
4	<u>漁協経営再建緊急支援</u> 漁協等が経営再建のために借り入れる資金の実質無利子化を実施。 担当部署：水産庁水産経営課
(9) 漁船保険・漁業共済支払への対応	
1	<u>漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払</u> 東日本大震災により発生する漁船保険の再保険金及び漁業共済の保険金の支払に充てるための特別会計への繰入れを実施。 担当部署：
2	<u>漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助</u> 被災した地域の漁船保険組合・漁業共済組合の保険金等の支払財源を支援。 担当部署：
(10) 東日本大震災復興交付金	
東日本大震災復興交付金によって、被災した市町村の共同利用施設や地域の復興方針等に沿った加工流通施設の整備、被災地域における市町村営漁港の漁港施設用地かさ上げ・排水対策等の整備、被災地域における漁業集落の地盤のかさ上げや生活基盤等の整備、水産関係試験研究機関の整備等について支援が行えるよう措置。 担当部署：復興庁	

参考資料

- 参考資料-1 連絡先一覧
- 参考資料-2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当施設/漁港担当施設)
- 参考資料-3 各団体の被災状況チェックリスト
- 参考資料-4 各機能の復旧期間
- 参考資料-5 荷捌施設・岸壁の優先順位
- 参考資料-6 市場・漁港周辺道路の優先順位
- 参考資料-7 津波防災ハザードマップと境港漁業地域の一時避難場所
- 参考資料-8 望ましい避難行動の基本ルール
- 参考資料-9 漁船等の避難の考え方
- 参考資料-10 避難行動フロー
- 参考資料-11 地震及び津波に関する情報
- 参考資料-12 引用資料等

参考資料- 1 連絡先一覧

【ＢＣＰ協議会 構成機関】

協議会の構成機関		住所	連絡先（電話・FAX）
市場管理	境港水産物市場管理株式会社	境港市昭和町 9-7	TEL 0859-30-2626 FAX 0859-30-2656
生産者	山陰旋網漁業協同組合	境港市昭和町 2-23	TEL 0859-42-6381 FAX 0859-42-3385
	【副組合長】若葉漁業株式会社	境港市栄町 85	TEL 0859-44-0551 FAX 0859-44-3276
	【監事】共和水産株式会社	境港市栄町 65	TEL 0859-44-7171 FAX 0859-42-6530
	島根県まき網漁業協議会 (漁業協同組合 J F しまね境港支所内)	境港市昭和町 9-7	TEL 0859-44-0220 FAX 0859-44-0238
	【副会長】有限会社共幸水産	隠岐郡西ノ島 町浦郷 748-2	TEL 08514-6-0948 FAX 08514-6-1225
	日本海かにかご漁業協会	境港市松ヶ枝 町 10	TEL 0859-42-3713 FAX 0859-44-6672
	鳥取県小型いかつり漁業協会	鳥取市賀露町 西四丁目 1806	TEL 0857-28-0111 FAX 0857-28-7060
	【日本海かにかご漁業協会会長】 【鳥取県小型いかつり漁業協会会長】 有限会社日吉水産	境港市昭和町 5-6	TEL 0859-44-3555 FAX 0859-44-5577
	鳥取県かにかご漁業組合 (（一社）境港水産振興協会内)	境港市昭和町 9-33	TEL 0859-44-6668 FAX 0859-44-6740
	【組合長】有限会社北陽水産	境港市昭和町 6-11	TEL 0859-42-2434 FAX 0859-44-3248
	島根県かにかご漁業組合	境港市松ヶ枝 町 10	TEL 0859-42-3713 FAX 0859-44-6672
	【組合長】株式会社利見水産	境港市清水町 649-8	TEL 0859-44-2838 FAX 0859-44-2838
	田後漁業協同組合	岩美郡岩美町 田後 68	TEL 0857-72-1531 FAX 0857-73-0243
	鳥取県漁業協同組合境港支所	境港市中野町 3305	TEL 0859-44-0225 FAX 0859-44-0227
荷受け	漁業協同組合 J F しまね境港支所	境港市昭和町 9-7	TEL 0859-44-0220 FAX 0859-44-0238
	鳥取県漁業協同組合境港支所 販売事務所（昭和町）	境港市昭和町 9-7	TEL 0859-42-2181 FAX 0859-42-5323

	境港魚市場株式会社	境港市昭和町 9-7	TEL 0859-42-2131 FAX 0859-44-5332
仲買	境港鮮魚仲買協同組合 （（一社）境港水産振興協会内）	境港市昭和町 9-33	TEL 0859-44-2181 FAX 0859-44-2182
	【理事長】株式会社島谷水産	境港市昭和町 9-33	TEL 0859-42-3737 FAX 0859-44-6593
	【副理事長】日本海冷凍魚株式会社	境港市昭和町 12-26	TEL 0859-44-3531 FAX 0859-44-3386
	【副理事長】有限会社川口商店	境港市昭和町 9-33	TEL 0859-42-2577 FAX 0859-42-2979
	【副理事長】大海株式会社	境港市昭和町 9-33	TEL 0859-42-3101 FAX 0859-42-2268
資材物資	山陰化成工業株式会社	境港市昭和町 13-24	TEL 0859-44-5510 FAX 0859-44-3041
	山陰冷蔵株式会社	境港市朝日町 20	TEL 0859-42-3131
	全漁連境港油槽所	境港市昭和町 5	TEL 0859-44-0851 FAX 0859-42-3718
建設	一般社団法人鳥取県西部建設業協会	米子市日ノ出 町 1-12-27	TEL 0859-33-4551 FAX 0859-33-4552
港湾	境港管理組合	境港市大正町 215 みなとさ かい交流館 3F	TEL 0859-42-3705 FAX 0859-42-3735
商工	境港商工会議所	境港市上道町 3002	TEL 0859-44-1111 FAX 0859-42-6577
事務局	鳥取県境港水産事務所	境港市昭和町 9-20 みさき会館	TEL 0859-42-3167 FAX 0859-42-3169
	鳥取県県土整備部農林水産部 水産振興局水産課（漁業振興担当）	鳥取市東町 1- 220	TEL 0857-26-7316 FAX 0857-26-8131
	鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局	米子市糺町 1- 160	TEL 0859-31-9741 FAX 0859-33-4110
	鳥取県県土整備部空港港湾課 （漁港担当）	鳥取市東町 1- 220	TEL 0857-26-7311 FAX 0857-26-8310
	境港市産業部水産課	境港市上道町 3000	TEL 0859-47-1055 FAX 0859-44-7957
	一般社団法人境港水産振興協会	境港市昭和町 9-33	TEL 0859-44-6668 FAX 0859-44-6740

【その他】

	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	FAX: TEL:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:
	TEL: FAX:

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当 1/6)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
漁船	まき網漁業	船体・船員	荷受 (山陰旋網、島まき)				
		漁労資材					
	かにかご漁業	船体・船員	荷受 (日本海かに、鳥取かに、島根かに)				
		漁労資材					
	沖合底びき網漁業	船体・船員	荷受 (田後漁協、県漁協)				
		漁労資材					
	いか釣り漁業	船体・船員	荷受 (小いか協、県漁協)				
		漁労資材					
	沿岸漁業	船体・船員	荷受				
		漁労資材	(各沿岸漁協)				
荷捌所	1号上屋	建物	市場管理				
		電気					
		海水・上水					
		取水施設					
		その他					
	2号上屋	建物					
		電気					
		海水・上水					
		その他					

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当 2/6)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
荷捌所	3号上屋	建物	市場管理				
		電気					
		海水・上水					
		選別機					
		その他					
	4号上屋	建物					
		電気					
		海水・上水					
		取水施設					
		その他					
	5号上屋	建物					
		電気					
		海水・上水					
		その他					
	7号上屋	建物					
		電気					
		海水・上水					
		取水施設					
		その他					
	トラックスケール	建物					
		電気					
		その他					

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当 3/6)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
荷捌機材	荷受業者	選別台	境港魚市場(株)				
		可変式コンベア					
		平台					
		そろばん					
		ベニ(台車、滑り台)					
		1トタンク					
		パレット					
		フォークリフト					
		冷蔵庫(2号)					
		トラック					
		その他					
		選別台	鳥取県漁協				
		可変式コンベア					
		平台					
		そろばん					
		ベニ(台車、滑り台)					
		1トタンク					
		パレット					
		フォークリフト					
		冷蔵庫(2号)					
		トラック					
		その他					

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当 4/6)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
荷捌機材	荷受業者	選別台	JFしまね				
		可変式コンベア					
		平台					
		そろばん					
		ベニ (台車、滑り台)					
		1トタンク					
		パレット					
		フォークリフト					
		冷蔵庫 (2号)					
		トラック					
		その他					
	仲買業者 (場内)	台車	鮮魚仲買 組合				
		フォークリフト					
		その他					
	仲買業者 (かにかご 棧橋)	フォークリフト					
		パレット					
		1トタンク					
		その他					
給油施設	陸上施設	建物・タンク	全漁連油 槽所				
		配管					
		電気					
		その他					
	海上給油機能	船舶等					
		その他					

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当 5/6)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
給氷施設	製氷	建物	山陰冷蔵 (株)				
		電気					
		工水・上水					
		砕氷機・塔					
		フォークリフト					
		その他					
	販売所	建物					
		電気					
		工水・上水					
		砕氷機・塔					
		フォークリフト					
		その他					
	製氷	建物	JFしまね				
		電気					
		工水・上水					
		砕氷機・塔					
		フォークリフト					
		その他					
魚箱施設		建物	山陰化成				
		電気					
		機械					
		在庫					
		その他					

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(水産担当 6/6)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
給水施設	上水	建物	境港市				
		その他					
	洋上給水	バージ船	生産者				
		給水施設					
		その他					
汚水処理施設		建物	境港市				
		電気					
		施設					
		工水・上水					
		配管					
		その他					
仕立場・加工場・冷凍施設	まき網	セクター工場	境港鮮魚仲買協同組合				
		冷凍施設					
		加工場					
		その他					
	かに	ボイル工場					
		加工場					
		冷凍施設					
		その他					
	その他	仕立場					
		加工場					
		その他					

参考資料- 2 漁港の被災状況チェックリスト(漁港担当 1/1)

大項目	中項目	小項目	担当	状況	応急対策	仮復旧までの期間	本復旧期間
岸壁	1号岸壁		市場管理				
	2号岸壁						
	3号岸壁						
	4号岸壁						
	5号岸壁						
	6号岸壁						
	7号岸壁						
	休憩岸壁						
		陸電施設					
	港湾岸壁	昭和北	県漁協				
昭和南		境港管理 組合					
その他							
泊地	1号～3号		市場管理				
	4号						
	5号～7号						
	休憩岸壁						
	港湾区域	昭和北					
臨港道路	2号前						
	1号前						
	6号～7号						
	かにかご棧橋						
	休憩岸壁						
周辺道路	港湾(昭和町北)		境港管理 組合				
	港湾(昭和町南)						
	市道	〇〇	境港市				
		〇〇					
	国道 431 号		米子県土				

漁業地域平面図
(漁港平面図)



漁業地域平面図
(別途大判図面を準備)

参考資料- 3 各団体の被災状況チェックリスト

団体名	建物	電気	電話	パソコン	FAX	ネット	災害無線	水道	被災状況の概要
境港水産物市場管理(株)									
山陰旋網漁業協同組合									
漁協 JFしまね境港支所 島根県まき網漁業協議会									
日本海かにかご漁業協会 島根県かにかご漁業組合									
鳥取県かにかご漁業協会 境港鮮魚仲買協同組合 ((一社)境港水産振興協会)									
鳥取県小型いかつり漁業協会									
田後漁業協同組合									
鳥取県漁協境港支所									
鳥取県漁協境港支所販売事務所									
境港魚市場(株)									
山陰化成工業(株)									
山陰冷蔵(株)									
全漁連境港油槽所									
(一社)鳥取県西部建設業協会									
境港管理組合									
境港商工会議所									
鳥取県境港水産事務所									
鳥取県水産課									
鳥取県米子県土整備局									
鳥取県空港港湾課									
境港市産業部水産課									

参考資料- 4 各機能の復旧期間

	項目	復旧期間					具体的な対策内容	優先順位
		まき網漁業	ごみ漁業にか	びき網漁業	沖合底	りいかつ漁業		
漁場	瓦礫の撤去							
	漁具の確保							
	種苗、餌料の確保							
漁港	瓦礫の撤去							
	岸壁確保							
	陸電機能の回復							
漁船	漁船の確保							
	漁具の確保							
	油の入手							
	飲料水の入手							
	魚箱の確保							
	餌の確保							
市場	荷捌所の確保							
	荷揚機材の確保							
	パレット、タンク確保							
	リフトの確保							
	水の確保							
	氷の確保							
加工	仕立場、加工場、冷凍施設の復旧							
	原材料の確保							
	腐敗物の処理							
	出荷先の確保							
	車両の確保							
流通	臨港道路の確保							
目標復旧期間								

参考資料-5 荷捌施設・岸壁の優先順位

令和 2 年度までに整理

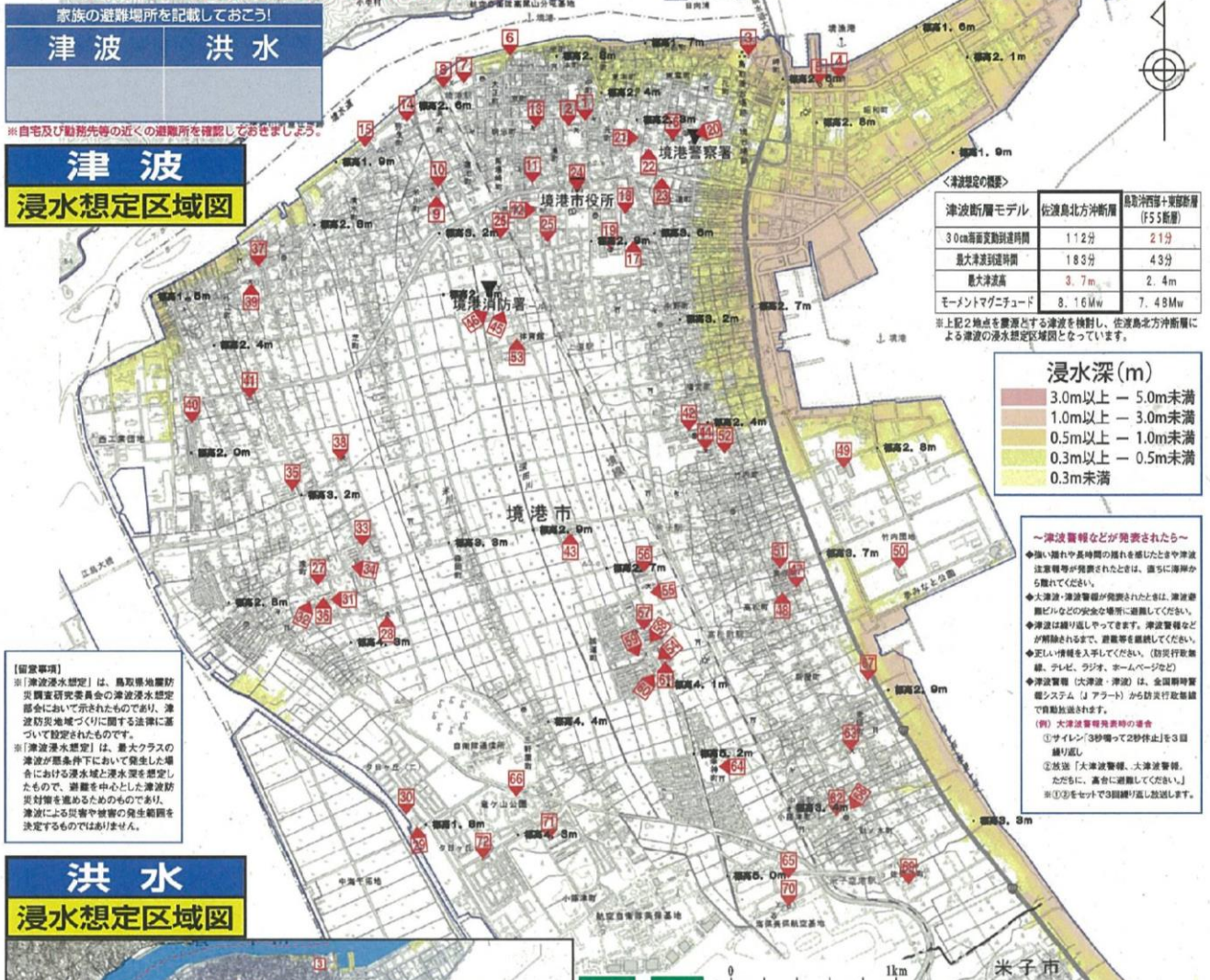
参考資料-6 市場・漁港周辺道路の優先順位

令和2年度までに整理

参考資料-7 津波防災ハザードマップ

<境港市津波・洪水ハザードマップ>

※あくまでも想定ですので、無色の地域でも浸水したり、着色のある地域でも（平成31年3月作成）
想定以上の浸水深になる場合があります。



家族の避難場所を記載しておこう！

津波	洪水

※自宅及び勤務先等の近くの避難所を確認しておきましょう。

津波 浸水想定区域図

<津波想定概要>

津波断層モデル	佐渡島北方断層層	鳥取沖断層+東部断層 (F5.5断層)
30cm海面変動到達時間	11.2分	2.1分
最大津波到達時間	18.5分	4.3分
最大津波高	3.7m	2.4m
モーメントマグニチュード	8.16 Mw	7.48 Mw

※上記2地点を震源とする津波を検討し、佐渡島北方断層層による津波の浸水想定区域図となっています。

【留意事項】
※「津波浸水想定」は、鳥取県防災調査研究委員会の津波浸水想定部会において示されたものであり、津波防災地域づくりに関する法律に基づいて設定されたものです。
※「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が想定条件下において発生した場合における浸水域と浸水深を想定したもので、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。

洪水 浸水想定区域図



作成主体：国土交通省中国地方整備局 出雲川事務所
策定年月日：平成26年6月14日
対象となる水位想定河川：斐伊川（洪水、中流）
算出に前提となる降雨：中国・北近畿地方の4.8時間総雨量50.5mm

※この図は、斐伊川（斐伊川）の水位想定図（洪水、中流）について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、指定された浸水想定区域に隣接する浸水想定区域とを併せて示した図です。
※この浸水想定区域図は、指定時刻の斐伊川（斐伊川）・斐伊川（中流）・内海川の河川水位及び河川敷の浸水状況を想定し、想定される浸水想定区域と浸水深を算出しています。中流が指定時刻の河川の水位の状況がシミュレーションにより算出されたものです。
※なお、このシミュレーションの前提となる降雨は、斐伊川（中流）の河川、シミュレーションの計算結果となる浸水想定区域の範囲による浸水、高潮及び内海川による浸水等を考慮しています。
この浸水想定区域図は平成26年度に策定されたものであり、浸水想定浸水想定等が反映される以前の地図を使用しています。

指定緊急避難場所（津波・洪水）

番号	施設名	津波	洪水	番号	施設名	津波	洪水	番号	施設名	津波	洪水
1	境公民館	●	●	25	境公民館	●	●	49	境公民館	●	●
2	境小学校	●	●	26	境小学校	●	●	50	境小学校	●	●
3	境公民館	●	●	27	境公民館	●	●	51	境公民館	●	●
4	境公民館	●	●	28	境公民館	●	●	52	境公民館	●	●
5	境公民館	●	●	29	境公民館	●	●	53	境公民館	●	●
6	境公民館	●	●	30	境公民館	●	●	54	境公民館	●	●
7	境公民館	●	●	31	境公民館	●	●	55	境公民館	●	●
8	境公民館	●	●	32	境公民館	●	●	56	境公民館	●	●
9	境公民館	●	●	33	境公民館	●	●	57	境公民館	●	●
10	境公民館	●	●	34	境公民館	●	●	58	境公民館	●	●
11	境公民館	●	●	35	境公民館	●	●	59	境公民館	●	●
12	境公民館	●	●	36	境公民館	●	●	60	境公民館	●	●
13	境公民館	●	●	37	境公民館	●	●	61	境公民館	●	●
14	境公民館	●	●	38	境公民館	●	●	62	境公民館	●	●
15	境公民館	●	●	39	境公民館	●	●	63	境公民館	●	●
16	境公民館	●	●	40	境公民館	●	●	64	境公民館	●	●
17	境公民館	●	●	41	境公民館	●	●	65	境公民館	●	●
18	境公民館	●	●	42	境公民館	●	●	66	境公民館	●	●
19	境公民館	●	●	43	境公民館	●	●	67	境公民館	●	●
20	境公民館	●	●	44	境公民館	●	●	68	境公民館	●	●
21	境公民館	●	●	45	境公民館	●	●	69	境公民館	●	●
22	境公民館	●	●	46	境公民館	●	●	70	境公民館	●	●
23	境公民館	●	●	47	境公民館	●	●	71	境公民館	●	●
24	境公民館	●	●	48	境公民館	●	●	72	境公民館	●	●

早めに避難行動を！～避難に関する3つの情報～

① 避難準備・高齢者等避難開始

【状況】避難勧告等を発令することが予想される場合

●速やかに避難場所等へ避難を開始しよう。

② 避難勧告

【状況】人的被害が発生する可能性が高まった場合

●速やかに避難場所等へ避難を開始しよう。

③ 避難指示（緊急）

【状況】人的被害の危険性が非常に高まった場合

●避難中の人は速やかに避難を完了させよう。

<災害時市役所電話番号>

◆自治防災課47-1071
(休日・夜間：市役所代表44-2111)

<防災行政無線テレホンサービス>

◆0120-445-040 (フリーダイヤル)
※あんしんトリビームル（登録制メール）、あんしんトリビームル（登録制メール）もご利用ください。

施設名	最大高さ	所在地
境水道大橋	標高40m	昭和町
境跨線橋	標高9m	馬場崎町
美保航空橋	標高10m	佐佐神町
江島大橋	標高45m	波町

参考資料- 8 望ましい避難行動の基本ルール

望ましい避難行動の基本ルール（陸上）

場所	避難する者	避難先	留意事項
陸上・沿岸部	陸上の地域住民や就労者、来訪者	陸上の避難場所（高台や津波避難ビル等）	・直ちに指定された避難場所へ徒歩で避難。 ・地域住民や地元就労者は、外来者を避難場所等へ誘導。
	沿岸部にいる地域住民や就労者、来訪者	陸上の避難場所（高台や津波避難ビル等）	・直ちに陸上にあがり、指定された避難場所へ徒歩で避難。 ・地域住民や地元就労者は、外来者を避難場所等へ誘導。
	陸上（自宅等）にいる漁業者	陸上の避難場所（高台や津波避難ビル等）	・漁港へ漁船を見に行かない。 ・漁船の監視・係留補強・高所引き上げ等の作業は行わない。 ・港外避難は行わない。 ・直ちに指定された避難場所へ徒歩で避難。
漁港	岸壁や接岸中の漁船内などにいる漁業者	陸上の避難場所（高台や津波避難ビル等）	・直ちに陸上にあがり、指定された避難場所へ徒歩で避難。 ・地域住民や地元就労者は、外来者を避難場所等へ誘導。

注 1) 自宅などの陸上にいる漁業者は、地震発生後に津波の来襲から漁船を守るために、漁港へ漁船を見に行く場合が多いが、津波の来襲により人命を失う恐れがあるため、直ちに指定された陸上の避難場所へ徒歩で避難することを原則とする。

注 2) 自動車による避難は渋滞を招く恐れがあるため、徒歩で避難することを原則とする。なお、渋滞の可能性が低く、避難場所まで距離があり、徒歩での移動に時間を要する等、徒歩避難が困難で、車による避難がやむを得ない場合に限り、自動車等による避難の可能性及びルールについて漁業地域防災協議会で事前に検討する。

望ましい避難行動の基本ルール（海上）

場所	避難する者	避難先	留意事項
漁港周辺	泊地や港口部で航行・作業中の漁船等	陸上の避難場所（高台や津波避難ビル等）もしくは避難海域	・一次避難海域（概ね水深 50m 以深を目安とする）までの移動時間と帰港・係留作業に要する時間を比較検討し、陸上へ避難するか又は沖合へ避難するかを協議会で事前に協議。 ・なお、一次避難海域に避難した場合に、気象庁から大津波警報（津波高さ 3 m 以上）が出された場合はさらに沖に避難。
沿岸・沖合	沿岸・沖合で操業・航行中の漁船等	避難海域	・直ちに沖の一次避難海域（概ね水深 50m 以深を目安とする）へ避難。 ・なお、気象庁から大津波警報（津波高さ 3 m 以上）が出された場合はさらに沖に避難。 ・津波警報・津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかず、海上で待機。 ・ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上へ避難するか又は沖合へ避難するかを協議会で事前に協議。

出展：漁業地域の減災計画策定マニュアル～みんなでつくる減災計画～（平成 24 年 3 月、水産庁漁港漁場整備部）

参考資料- 9 漁船等の避難の考え方

漁船等の船舶の避難について、国内で発生した地震により短時間で津波の到達が予想される近地津波の場合は以下を基本として、地理的条件等各地域の実情を勘案して漁業地域防災協議会において十分協議し、避難のルール化を図る。特に、地域情報を避難漁船へ伝達する有力な情報手段である漁業無線の無線局の耐震化・耐浪化についても漁業地域防災協議会において、十分協議し、検討する。

漁船等の船舶の避難行動は基本的に次のように考える。

- ・ 漁港周辺もしくは沖合にいる漁船等の船舶は、まず津波に関する情報を入手する。
- ・ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに概ね水深 50m 以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報（3m 以上）」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。避難海域においては、津波来襲時に転覆や圧流されないよう十分に操船に留意する。なお、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する（資料-5 参照）。
- ・ 沖へ退避した漁船等の船舶は、自己判断で避難を解除せず、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へ近づかず、避難海域で待機する。
- ・ 港内で作業中（係留中）に津波警報、津波注意報が発表された場合、直ちに陸上の避難場所へ避難する。
- ・ 港内泊地や港口部など漁港周辺を航行中の場合については、避難海域までの移動時間と帰港・係留作業に要する時間を比較検討し、陸上へ避難するか又は沖合へ避難するかを漁業地域防災協議会で事前に協議しておくことが重要である。

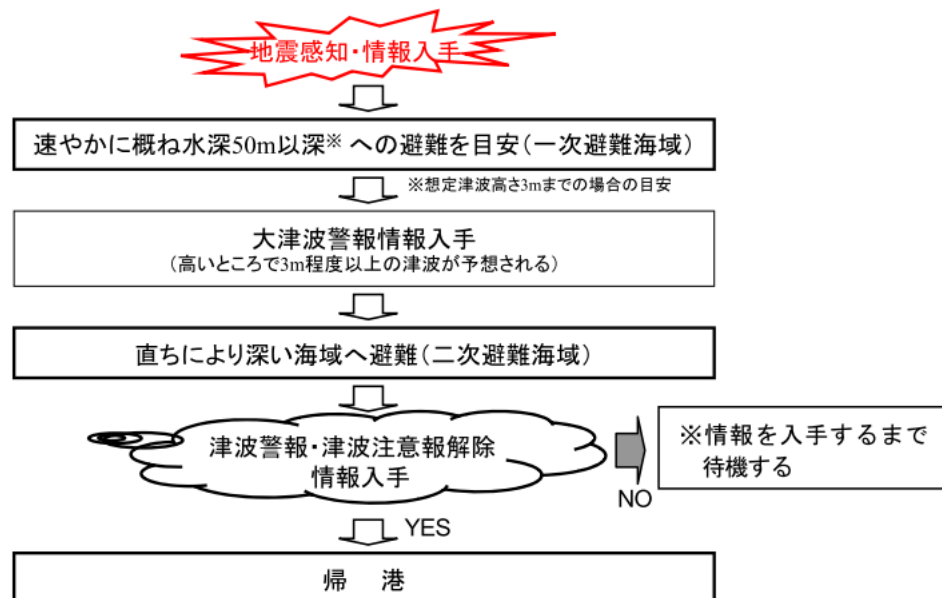
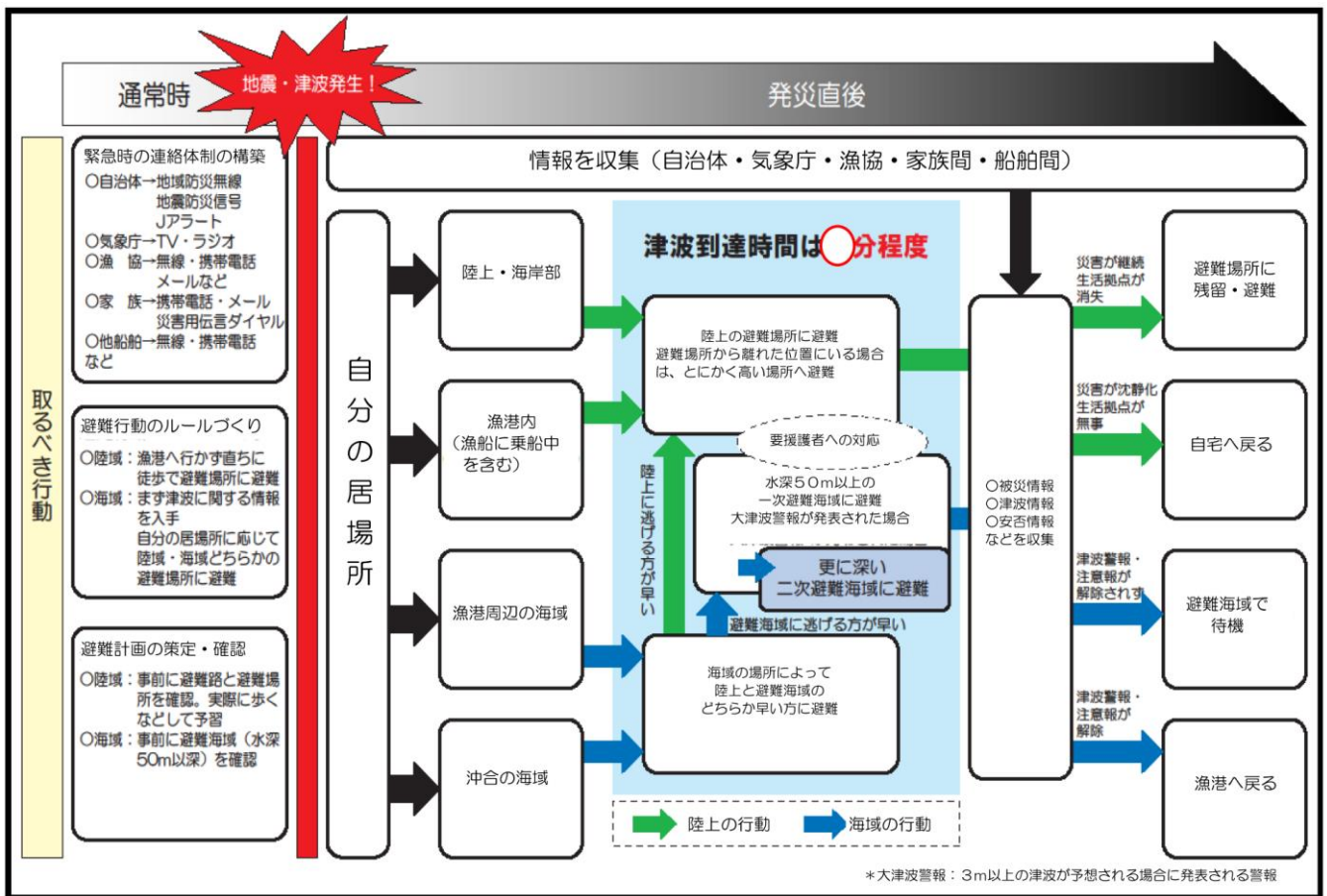


図-IV-8 漁港等の船舶の避難行動の基本的考え方のフロー

出展：災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成 24 年 3 月、水産庁漁港漁場整備部）

参考資料-10 避難行動フロー



※避難場所：津波来襲時に緊急的・一時的に避難する場所。高台の避難広場だけでなく津波避難ビル等を含む。

※避難所：災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設。

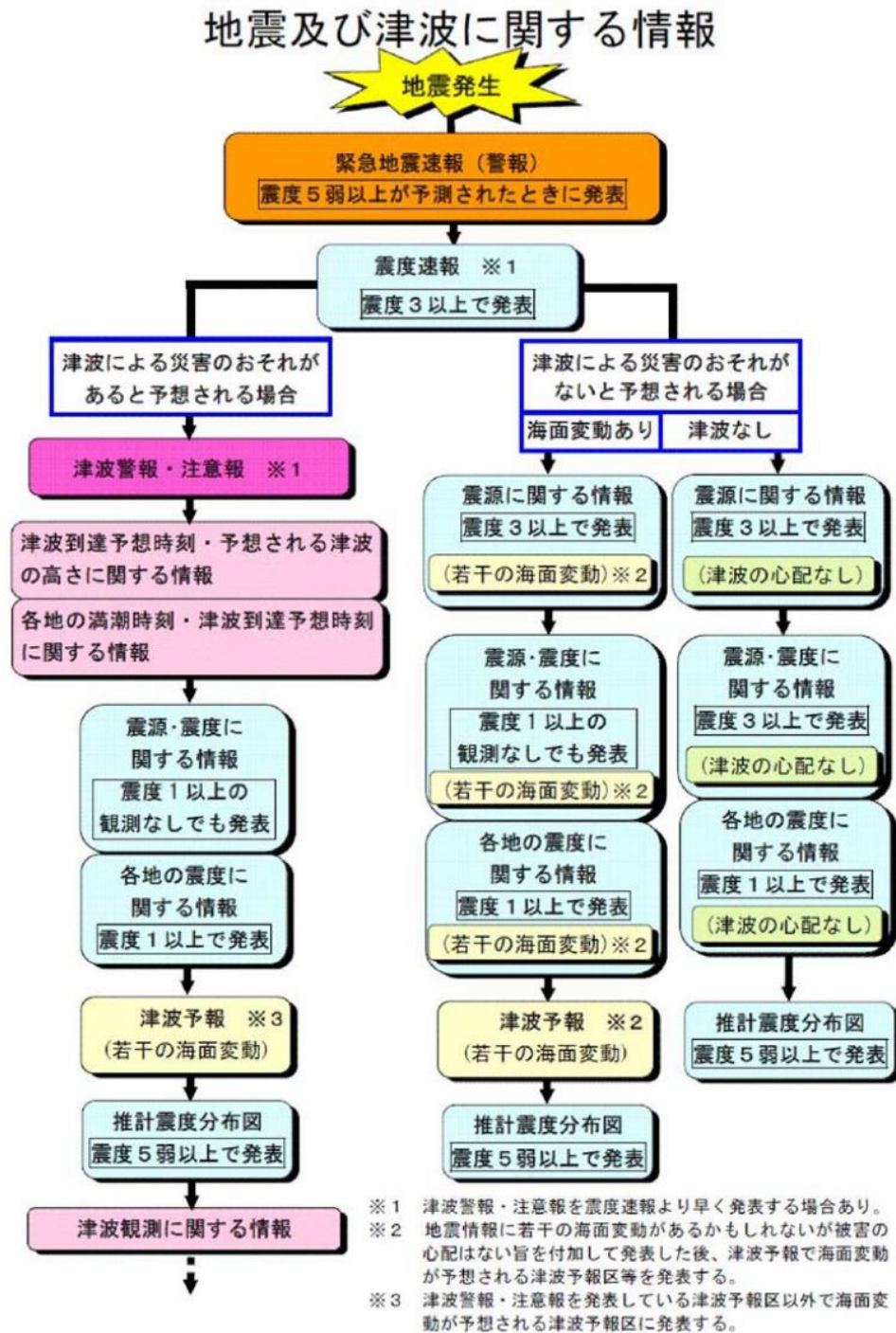
【ポイント】

上記の避難行動フローにも記載されていますが、避難海域には以下の2種類があります。実際に避難する際には津波に関する情報に十分注意して行動しましょう。

- ①一次避難海域：地震が発生した場合に、港外にいる船舶が直ちに避難する水深50m以深の海域。
- ②二次避難海域：気象庁が大津波警報（発表される津波の高さが3m以上）を発表した場合に、一次避難海域に避難している船舶が更に深い場所に避難する海域。

出展：漁業地域の減災計画策定マニュアル～みんなで作る減災計画～（平成24年3月、水産庁漁港漁場整備部）

参考資料-11 地震及び津波に関する情報



出典：「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」（気象庁、平成24年4月末現在）

つなみけいほう ちゅういほう つなみじょうほう つなみよほう
【津波警報・注意報、津波情報、津波予報】

津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分以内)を目標に津波警報(大津波、津波)または津波注意報を発表します。

津波警報・注意報の種類

種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に注意してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津 波	高いところで2m程度以上の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5m程度以上の津波が予想されますので、警戒してください。	0.5m

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせします。

津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。

津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

■ 震度と揺れ等の状況

0  【震度0】 人は揺れを感じない。	1  【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2  【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3  【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4  【震度4】 ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。	6弱  【震度6弱】 ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。  耐震性が高い  耐震性が低い		
5弱  【震度5弱】 ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	6強  【震度6強】 ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。  耐震性が高い  耐震性が低い		
5強  【震度5強】 ● 物につかまらないうと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちてくるものが多くなる。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が倒れることがある。	7  【震度7】 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。  耐震性が高い  耐震性が低い		

(出典：気象庁震度階級の解説、平成21年3月、気象庁)

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>)

参考資料-12 引用資料等

- 鳥取県津波対策検討業務報告書（平成 24 年度作成）
- 境港市津波防災ハザードマップ（平成 24 年 5 月作成）
- 鳥取県地域防災計画（平成 27 年修正）
- 境港市地域防災計画（平成 27 年修正）
- 鳥取県境港水産事務所業務継続計画（平成 27 年 4 月修正）
- 鳥取県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 27 年 3 月施行）
- 境港 B C P（事業継続計画）（平成 28 年 3 月作成）
- 漁業地域の減災計画策定マニュアル～みんなでつくる減災計画～
（平成 24 年 3 月、水産庁漁港漁場整備部）
- 水産物産地市場の減災計画策定マニュアル（平成 24 年 3 月、水産庁漁港漁場整備部）
- 災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成 24 年 3 月、水産庁漁港漁場整備部）
- 漁業地域における水産物の生産・流通に関する B C P ガイドライン【策定編】
（平成 29 年 2 月、水産庁漁港漁場整備部）
- 漁業地域における水産物の生産・流通に関する B C P ガイドライン【運用編】
（平成 29 年 2 月、水産庁漁港漁場整備部）
- 漁業地域における水産物の生産・流通に関する B C P ガイドライン
ー策定および運用に関する参考事例ー
（平成 29 年 2 月、水産庁漁港漁場整備部）